DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

GHQ/SCAP Records(RG 331)
Description of contents

THE NATIONAL ARCHIVES OF THE UNITED STATES

(1) Box no. 2584

(2) Folder title/number: (8)
Yamagata Prefecture

(3) Date: Sept. 1950 - Dec. ___

(4) Subject:

Classification	Type of record
9324, 9760 (Y)	C

(5) Item description and comment:
Y: Yamagata

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

Chart II
Suggested arrangement of welfare office

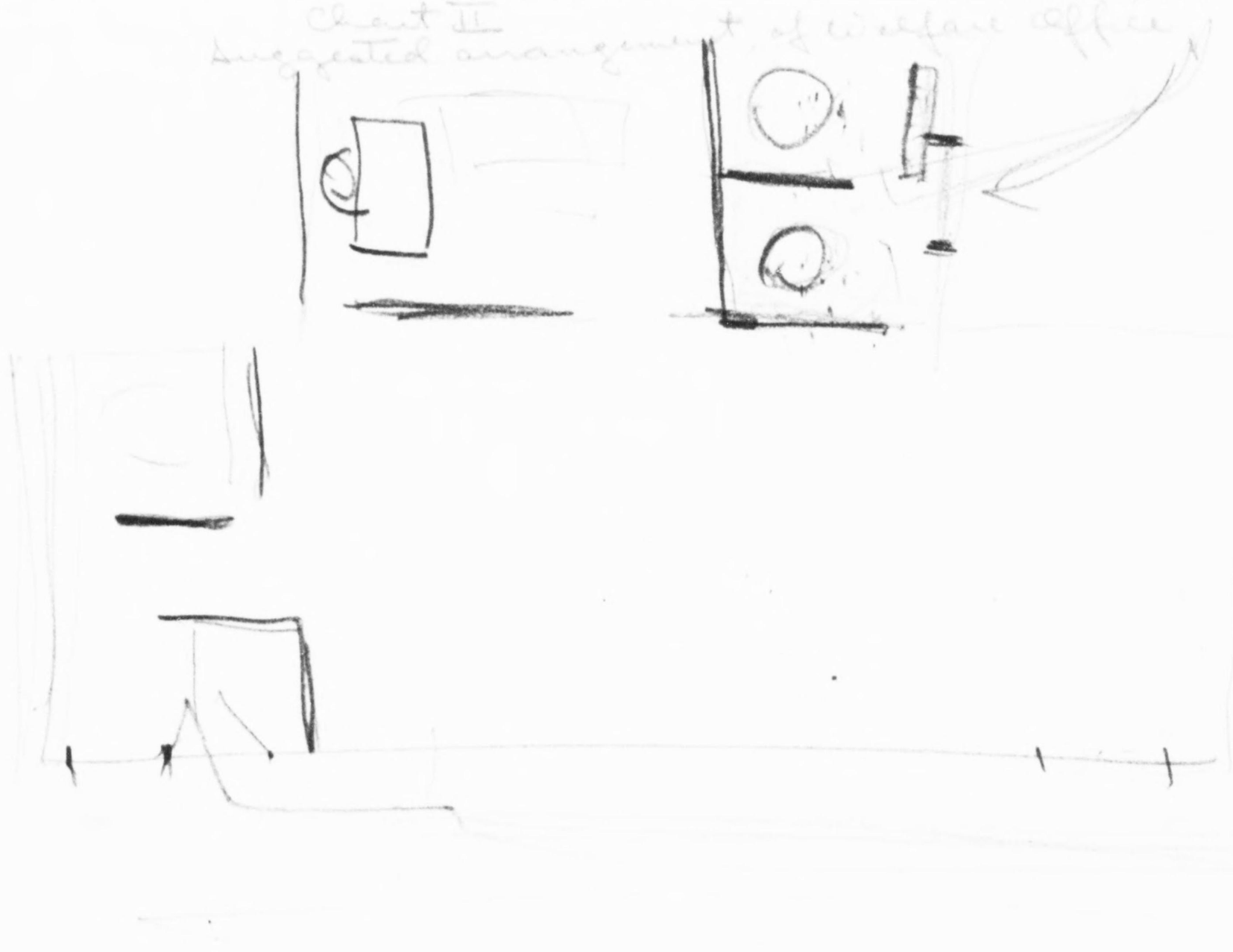

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

Yamagata 12 Dec.

INFORMATION DESIRED
報告内容

1. Please draw a chart of the organization of the city office, giving the
市役所の機構図を書き、それに各課の職員数及び
number of employees in each department and naming the sub-sections in the
民生課及各係の名称を記入して下さい
welfare department. Give the number of branch offices and mention which
支所の数を記入しどの支所が民生活動を
branch offices conduct welfare activities. 支所 2. 民生活動をして居ない
してゐるかを附記して下さい

2. Prepare a chart on the personnel in the welfare department as follows:
次の要領により民生課職員図を作成して下さい

NAME 氏名	AGE : SEX 年令 : 性別	DATE ASSIGNED to WELFARE 民生担当年月日	FORMER JOB 前職	EXPERIENCES in WELFARE 民生関係の経験	EDUCATION 教育	DUTIES 任務

3. What is the population of the city in terms of numbers of persons and
當市の人口(人数又は世帯数)
households? 人口 104,683人 世帯 21,62/世

4. What is the area of the city?
當市の面積 35.8平方粁

5. Give the caseload as follows: 昭和25年11月30日 Date 年月日
次の要領により被保護者又は其の世帯数を記入のこと

	Households (duplication) 世帯 (併給)	Person (duplication) 人員 (併給)
a. Outdoor livelihood aid 居宅 ~~自宅~~生活扶助	〃 541	〃 1,840
b. Indoor livelihood aid 収容 ~~戸内~~生活扶助	〃 61	〃 51
c. Outdoor medical aid 居宅 戸外医療扶助	〃 104	〃 86 〃 35 〃 96
d. Indoor medical aid 収容 戸内医療扶助	〃 55	〃 25 〃 33 〃 27

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

		Households 世帯	(duplication) 〃 (併給)	Person 人員	(duplication) 〃 (併給)
e.	Maternity aid 出産扶助	1 〃	1 〃	1 〃	1 〃
f.	Funeral aid 葬祭扶助	8 〃	6 〃	8 〃	6 〃
g.	Occupational aid 生業扶助	2 〃	2 〃	2 〃	2 〃
h.	Education aid 教育扶助	365 〃	302 〃	126 〃	870 〃
i.	Housing aid 住宅扶助	289 〃	289 〃	〃	1.013 〃
j.	Workshop personnel 授産所関係	? 〃	(no workshops in Yamagata City) 〃	〃	〃
k.	Child Welfare service 児童福祉関係	? 〃	(129 handled by CW section) 〃	〃	129)
l.	Other service (specify) その他（明記のこと）	51 〃	〃	〃	〃
m.	Total, duplicated 合計（併給）	1.429 → 1.439		840	
n.	Total, unduplicated 合計（單給）	~~649~~ 576 + 51			

6. Case handling statistics for last two months:
最近二ヶ月に於けるケース取扱状況

Deadline is 20th of month.

		10 Month 月	11 Month 月
a.	New applications 申請書受附數	32	41 (5 brought forward)
b.	Applications approved 認可數	28	32
c.	Applications rejected 却下數	4	5
d.	Cases closed 停止件數	17	13
e.	Cases increased in amount of grant 扶助費増額件數	7	8
f.	Cases decreased in amount of grant 扶助費減額件數	13	16
g.	Cases suspended 保留件數	—	9 (pending 'til December)

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

	10 Month 月	11 Month 月
h. Complaints or appeals 不服申立件數	—	—
i. Service only 補導のみ	43	51
j. Home visits made by minsei-iin 民生委員による家庭訪問數	210	258
k. Home visits made by paid staff 有給職員による家庭訪問數	630	663

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

chart I

Yamagata City Welfare Personnel

Dec. 1950

Name	Sex / Age	Date Assigned to Welfare	Previous job	Experience in welfare	Education	Duty
Y. Ouchi	M. 44	Jul. 1949	Govt Official	8 yrs. 4 mo.	Primary School (8 yrs.)	Chief.
Y. Togashi	M. 46	7 Nov. '49	School Instructor	1 yr. 4 mo.	Waseda University (TOKYO)	assistant chief
K. Tomita	M. 40	1 Aug. '42	—	7 yrs. 2 mo.	High School	General Affairs
S. Sasahara	M. 30	20 Oct. '47	Company Employee	3 " 1 "	Primary School	" "
K. Kondo	M. 21	20 Jan. '50	—	11 "	Higher School	" "
T. Naruse	M. 40	1 Oct. '43	Trade	6 yrs 1 "	Primary School	Protection
K. Ogura	M. 45	1 Apr. '48	"	2 yrs 9 "	Higher School	"
T. Konno	M. 23	1 Apr. '48	—	2 " 9 "	Commercial School	"
Y. Ito	F. 25	1 Oct. '47	—	3 " 2 "	Girl's High	"
T. Shirogane	M. 32	1 July '50	Wooden factory	4 "	Higher School	"
Y. Kurosawa	M. 18	1 May '46	—	4 " 6 "	Primary School	"
S. Karino	M. 47	30 Apr. '47	Clerical worker	8 " 7 "	" " (8 years)	"Fukushi Shuji"
E. Shoji	M. 33	30 Sept. '46	Company Employee	4 " 2 "	University	"
H. Nozaki	M. 45	1 July '50	School Instructor	4 "	Normal School	"
H. Itagaki	M. 40	1 July '50	Govt Official	4 "	Higher School	"
H. Nakamura	M. 36	" "	Employee	4 "	College	"
S. Ono	M. 51	26 Feb. '48	Govt Official	2 yrs. 10 "	Primary School	Relief
K. Kaneko	M. 35	20 Jan. '50	—	11 "	Higher School	"
S. Yanagama	F. 26	1 Oct. '47	—	3 " 2 "	Primary School (8)	"
S. Ogata.	M. 32	1 Jul. '49	—	1 " 3 "	" "	"
T. Baki	M. 40	1 Sept. '46	Photographing	4 " 3 "	Middle School	Housing
S. Suzuki	M. 22	1 Nov. '47	—	3 "	" (half way)	"
Takeda	M. 21	1 Aug. '47	—	3 " 3 "	"	"
K. Abe	M. 58	1 Apr. '39	Trading	10 "	Primary School	Paron Shop
Mitsugame	M. 45	1 May '49	Govt Official	1 " 6 "	Middle School	Shinsei-Ryo
K. Azuma	M. 57	1 May '49	Company Employee	1 " 6 "	Primary Sch.	"
T. Yanagisawa	M. 47	1 Oct. '42	—	7 " 1 "	" (8 yrs)	Home for the Aged
T. " "	F. 41	1 Oct. '42	—	7 " 1 "	" (")	"
H. Ono	F. 47	1 Mar. '50	—	8 "	" (")	"
T. Mori	M. 62	1 May '50	—	8 "	"	"
H. Mori	F. 42	1 May '50	—	8 "	"	"

1950
1000
/10

Chart II

Suggested Arrangement Of Welfare Office
(Interviewing Room)

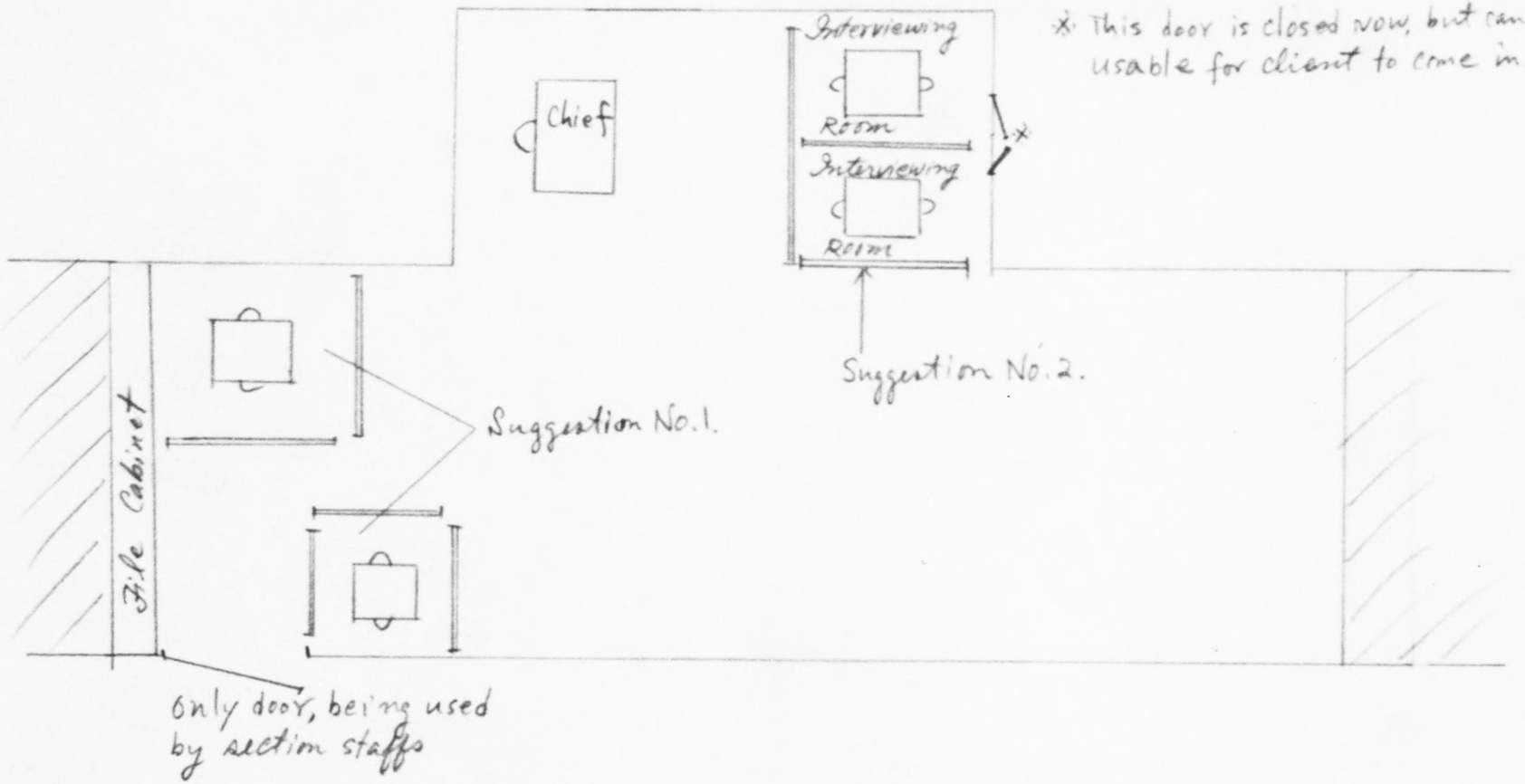

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

Allotment of Duties of

SOCIAL WELFARE SECTION
Yamagata Prefecture

Chief of Public Welfare Department : Tsuyoshi Watari

Chief of Social Welfare Section : Manjiro Nagaoka

Vice-Chief of Social Welfare Section: Seiji Numabe

Branch	Head	Officers	Allotted Duties
General Affairs	Secretary Kamada	Secretary Nakano Secretary Wakatsuki Employe Ota Non-regular Horikawa	a. Inter-branch liaison b. Liaison with Welfare Ministry c. Information d. Formation of budget & pay e. Accounting & winding up of budget f. Documents, commendation & personnel g. Liaison with the Allied Forces h. Establishment of institution housing & materials i. Affairs not belonging to other branches
Protection	Secretary Yahagi	Secretary Okubo Secretary Watanabe Secretary Sakurai Secretary Nagaoka Employe Niwa Secretary Sato	a. Enforcement Daily Life Security Law b. Inspection of protection business c. Welfare of the physically handicapped d. General social works
Guidance	Secretary Kusakari	Secretary Okuyama Employe Kawahara Employe Tsuchiya	a. Guidance of in-service training b. Guidance of public welfare committee c. Investigation of and report on social
Relief	Secretary Ono	Secretary Suzuki Secretary Ito Secretary Sato	a. Regeneration fund b. Relief of repatriates c. Consumption living cooperative ass'n d. Distribution of relief goods e. Supervision & guidance of institutions

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

Allotment of Duties of

SOCIAL WELFARE SECTION
Yamagata Prefecture

Chief of Public Welfare Department : Tsuyoshi Watari

Chief of Social Welfare Section : Manjiro Nagaoka

Vice-Chief of Social Welfare Section: Seiji Numabe

Branch	Head	Officers	Allotted Duties
General Affairs	Secretary Kamada	Secretary Nakano Secretary Wakatsuki Employe Ota Non-regular Horikawa	a. Inter-branch liaison b. Liaison with Welfare Ministry c. Information d. Formation of budget & pay e. Accounting & winding up of budget f. Documents, commendation & personnel g. Liaison with the Allied Forces h. Establishment of institution housing & materials i. Affairs not belonging to other branches
Protection	Secretary Yahagi	Secretary Okubo Secretary Watanabe Secretary Sakurai Secretary Nagaoka Employe Niwa Secretary Sato	a. Enforcement Daily Life Security Law b. Inspection of protection business c. Welfare of the physically handicapped d. General social works
Guidance	Secretary Kusakari	Secretary Okuyama Employe Kawahara Employe Tsuchiya	a. Guidance of in-service training b. Guidance of public welfare committee c. Investigation of and report on social
Relief	Secretary Ono	Secretary Suzuki Secretary Ito Secretary Sato	a. Regeneration fund b. Relief of repatriates c. Consumption living cooperative ass'n d. Distribution of relief goods e. Supervision & guidance of institutions

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

生活保護法に依る保護決定書

要保護者　住所　山形市　町
氏名

申請者　住所
氏名

右に係る生活保護法に依る保護に就いて左記の通り決定したから
通知する

昭和二十五年　月　日　山形市長　鈴木重屹

記

一、扶助金　圓を扶助する
一、扶助は　に變更する
一、扶助は　月　日から停止・廢止する
一、決定の理由及根據

一、右決定に對し不服ある場合は、決定のあつた日から三十日以内に書面を持つて不服の申立をすることが出來る。

市長	助役	社會課長	課長代理	係長	係

yamagata

生活保護法に依る保護決定書

要保護者　住所　山形市　町
氏名

申請者　住所
氏名

右に係る生活保護法に依る保護に就いて左記の通り決定したから
通知する

昭和二十五年　月　日　山形市長　鈴木重屹

記

一、扶助金　圓を扶助する
一、扶助は　に變更する
一、扶助は　月　日から停止・廢止する
一、決定の理由及根據

一、右決定に對し不服ある場合は、決定のあつた日から三十日以内に書面を持つて不服の申立をすることが出來る。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

昭和　　年　　月　　日

住所山形市　　　町　　　番地

申請者　　　　㊞

山形市長　　殿

生活保護法による葬祭扶助申請書

左記のとおりにつき生活保護法に依る葬祭扶助を申請致します

記

死亡者		
本籍	都道府縣　　市郡　　町村字　　番地	
死亡時の住所	山形縣　　市郡　　町村字　　番地	
居住期間	年　　月　　日から現在まで	
死亡年月日	昭和　　年　　月　　日	
葬祭年月日	昭和　　年　　月　　日	
死亡者氏名	年　　月　　日生	
死亡者と葬祭を行う者との續柄又は關係		

項目	金額	内譯
葬祭を行ふために必要とする金額	金　　　圓	品目　數量　金額　圓
遺留金品の狀況	金　　　圓	品目　數量　金額　圓
葬祭扶助の申請事由		

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

番　　号
昭和　年　月　日

生活保護法による保護申請却下決定通知書

山形市長　鈴　木　重　屹

殿

昭和　年　月　日付をもつて生活保護法による保護の申請あつたが左記の理由により本法による保護はしがたいので却下する

なお、右の決定に不服のあるときは決定の日から三十日以内に書面で市町村長を經由し縣知事に對して不服の申立をすることができることになつてゐるから申添へる

記

却下決定の理由	
（決定の十四日を超過した場合はその事由）	

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

被保護者

生活保護法 **初診券**（患者用）

番號

患者の氏名　　（年令）　才

※住所　山形市　町　番地

傷病名

醫療費概要

要治療日數　日間　金額　圓

入院治療を　要する。　要しない。

手術を要すれば　健保點數　點　金額　圓

健康保險等があるか

診斷年月日　昭和　年　月　日

醫師住所氏名　山形市　町　番地　醫師（歯科醫師）　㊞

1. この券を醫師に出して診斷を受け記入してもらつて下さい。
2. この「患者用」を民生委員に提出して下さい。

山形市役所

※昭和　年　月　日交付

取扱者氏名　㊞

取扱者印

切取線

醫師印

被保護者

生活保護法 **初診券**（醫師用）

番號

患者の氏名　　（年令）　才

※住所　山形市　町　番地

傷病名

醫療費概要

要治療日數　日間　金額　圓

入院治療を　要する。　要しない。

手術を要すれば　健保點數　點　金額　圓

健康保險等があるか

診斷年月日　昭和　年　月　日

請求　初診料　點　檢査料（　檢査）　點　金額　圓

醫師住所氏名　山形市　町　番地　醫師（歯科醫師）　㊞

1. この券は御手許に置き、初診料等は醫療券と同様の手續で市役所へ御請求下さい。
2. 診斷のための檢査は診療當日判明記入し得る限りの範圍内のみにして下さい。
3. 請求點數は保健の規定によつて下さい。

備考 1. ※印は取扱者が記入すること。
2. 醫療費の概算額は社會保險の診療報酬額によること。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

最低生活費認定表

保護臺帳番號	第　　號
世帶主氏名	

區分	生活扶助費認定基準算出による生活費	本人の申立による最低生活費	擔當民生員の認定による最低生活費	町村長の認定した最低生活費	町村長が基準と違つた認定をなした理由
配給主食費	円	円	円	円	
副食費					
配給調味料					
嗜好品費					
配給飲食費小計					
(1)飲食物費					
家賃					
家具什器費					
水道料					
(2)住居費					
衣類					
身廻品					
(3)被服費					
電氣料					
薪炭代					
マッチその他					
(4)光熱費					
入浴料					
理髪料					
衞生費					
(5)保健衞生費					
雜費					
(6)飲食物費除く小計					
合計					
學校教育費					
學校給食費					
人工榮養費					
總計					

上記のとおり相違ありません
昭和　年　月　日
世帶主氏名　㊞

上記のとおり認定する
昭和　年　月　日
擔當民生委員氏名　㊞

上記のとおり決定する
昭和　年　月　日
町村長氏名　㊞

摘要

最低生活費の異動状況	異動時期	金額	説明
町村長の決定	昭和　年　月　日		

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

收入認定表

保護臺帳記號	第　　號
世帶主氏名	

區分	資産の狀況									負擔の狀況					恩給	保險
										擔保權の設定			借金	其他		
	土地田畑	家屋	家財道具	機械器具	證券	預貯金	貸付金	現金	其他	土地田畑	家屋	家財道具				
內容																
價格																
異動狀況																

區分	本人の申立					民生委員の認定した收入月額	市町村長(民生委員協議會)の決定した收入月額	
	內容	收益月額	收益に伴ふ必要出費 名稱	收益に伴ふ必要出費 金額	差引收入月額		金額	本人の申立と異るその內容
(1)勤勞收入 被傭	勤務先及び職種	円	所得稅及び交通費用等	円	円	円	円	
氏名								
(2) 事業收入(自營)			諸稅交通費場所代等					
氏名								
(3) 財產收入		賃貸料等	諸稅及び借地料等					
土地・田畑								
家屋								
(4) 恩給・保險等の收入	名稱種類							
(5) 贈與又は收入仕送りによる	關係 氏名 身分名品 數量							
金錢								
定期								
不定期								
物品								
定期								
不定期								
合計								
返債等に充當する額								
差引推定額								

上記の通り相違ありません 昭和　年　月　日 (世帶主氏名印)	上記の通り認定する 昭和　年　月　日 (調査民生委員名印)	上記の通り決定 昭和　年　月　日 {管轄民生委員 協議會代表者 市町村氏名印}
特殊事項	民生委員規定上の參考事項	市町村長(民生委員協議會)決定の參考事項

收入月額の異動狀況(町村長の決定したもの)	變更決定時期	金額	說明
	昭和　年　月　日		
	和昭　年　月　日		

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

山形市長 鈴木重屹殿

右の通りにつき生活保護法による生活扶助を受けたく申請致します

昭和　年　月　日

申請人　　㊞

保護を必要とする事由	生計状況	収入	支出	其の他の住居	扶養義務者	成績状況
	世帯主勤労収入	円	飲食費	家屋種類	住所	9
	家族勤労収入		被服費	間数	氏名	8
	縁故扶助		住居費	坪数	続柄	7
	財産収入		光熱費	自家借家同居別	扶養能力の有無	6
	事業収入		保健衛生費	宅地坪数		
	財産處分		教育費	燈火數		
	その他		給食費	自作小作別	縁故者	
	合計		その他雑費	田反畝	住所	
			合計	畑反畝	氏名	
				住居安定不安定別	縁故状況	
				公課租税		
				水道井戸費		
				家賃等		
				衛生狀況		
				參考事項		

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

保護申請書

擔當民生委員經由檢印

本籍地	現住所	前住所又は引揚前住所	世帯家族構成狀況										扶養義務者			
			氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	住所			
			性別										氏名			
			世帯主との續柄	世帯主（本人）												
			生年月日										續柄			
			滿年令										扶養能力の有無			
			教育程度										緣故者			
			職業													
擔當民生委員	世帯主	定着月日	健否										住所			
			月收	圓												
		昭和年月日	居住の始期										氏名			
			保護の種類										緣故狀況			

生計狀																
收入	世帯主勤勞收入	家族勤勞收入	緣故扶助	財產收入	事業收入											
支出	飲食費	被服費	住居費	光熱費	保健衛生費	教育費										
居住其の																
家屋種類	間數	坪數	自家借家同居別	宅地坪數	登水數											
衛生狀況	家賃等	水道井戶費			公課租稅											
參考事項																

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

様式第三號

保護臺帳 その

台帳番號	No.

被保護者となつた原因	老者・幼者・病弱者・失業者・身体障害者・多子家族精神薄弱者・その他	世帶主氏名		居住地	山形市 町字
		本籍地	都道府縣 市郡 町村 字 番地	前住地	都道府縣 市郡

氏名	續柄	生年月日	滿年令	性別	學歷	心身の狀況	稼働能力の有無	職業 前職	職業 現職	社加入
	世帶主									

住居の狀況

自家 借間 その他 借家 同居		規模及構造	
		建坪	疊數
その狀況		坪	疊

資産の狀況

區分	土地	家屋	家財・道具	その他	土地・
內容					
價格					
異動狀況					

扶養義務者の狀

住所	氏名	世帶主との續柄	職業	扶養能力の有無	扶養義務

保護指導上特に留意すべき事項		申立年月日	不服の申立事項	裁決年月日	不服申立

調査員氏名(社會福祉主事)	

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

保　護　臺　帳　その一

廢止台帳番號	No.

	居住地	山形市　　町字　　番地	居住の始期	明治 大正 昭和　年　月　日

都道府縣　市郡　町村字　番地	前住地	都道府縣　市郡　町村字　番地	負擔區分：縣費　年　月　日まで／市町村費　年　月　日から

性別	學歷	心身の狀況	稼働能力の有無	職業（前職）	職業（現職）	社會保險加入の有無	保護の種類	保護の開始、停止、廢止等の年月日	異動狀況

資産の狀況

區分	土地	家屋	家財・道具	その他
内容				
價格				
異動狀況				

負擔の狀況

擔保權の設定（土地・田畑）	擔保權の設定（家屋）	擔保權の設定（家財・道具）	借金	その他	恩給	保險

扶養義務者の狀況

	世帯主との續柄	職業	扶養能力の有無	扶養義務者に對し市町村長のとつた措置

	申立年月日	不服の申立事項	裁決年月日	不服申立に對する裁決	整理番號	台帳整理經過
						年　月　日

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

保　護　臺　帳　　その二

保護台帳番號	No.

給　與　狀

種別 / 區別 / 月別	生活扶助					住宅扶助					教育扶助					醫療	
	最低生活費認定額	收入確定額	差引支給額	保護日數延日數（總）	給與日	基準表による月額	加算額	計	保護日數延日數	給與日	基準表による月額	學校給食費	通學に伴う交通費	計	保護日數延日數	給與日	被保護者名	居延日數
	円	円	円	日		円	円	日	日		円	円	円		日			日
月																		
月																		
月																		
月																		
月																		
月																		
月																		
月																		
月																		
月																		
月																		
月																		
計																		
備考																		

保　護　の　指　導　經　過

年月日	取扱事項	年月日	取扱事項

備　考　　單獨醫療扶助を行う場合は次の保護台帳附表を作成すること

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

保護臺帳 その二

與									狀						況					
扶助			教育扶助						醫療扶助						その他の保護（生業、出産、葬祭、一時扶助）					
	保護延日數	給與日	基準表額による月額	學校給食費	通學に伴う交通費	計	保護延日數	給與日	被保護者名	居宅 延日數	居宅 醫療費	入院 延日數	入院 醫療費	支拂日	被保護者名	保護の種類別	金額	數量	延日數	給與日
日	日		円	円	円		日			日	円	日	円				円			

指導經過			生活保護法によらない給與			
	年月日	取扱事項	品目	數量	價格	給與日
					円	

を作成すること

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

11

Training Course for Qualifying Social Welfare
Secretaries in Yamagata Prefecture

1. Purpose:

In accordance with the vitalized public assistance program, technical skills for the program have functionally been required.

In this connection, the purpose of this course lies in establishing adequate execution of the public assistance program by providing professional knowledge and skill to the welfare staffs concerned and at the same time in making a further development of the sound scheme of the program in this prefecture by providing qualification as social welfare secretary for them.

2. Place of the Course:

Conference room of Yamagata Prefectural Sericultural Industry Hall

3. Date and Term of the Respective Course Scheduled:

1st session: 10 days (from 15 to 24 December 1950)

2nd session: 10 days (from 4 to 13 Feb. 1950)

3rd session: 11 days (from 10 to 20 April 1950)

4th session: 11 days (from 10 to 20 May 1950)

4. Number of Attendants:

men 85 women 5 Total 90

5. Sponsorship: Yamagata Prefectural Government

ITEM	LENGTH	LECTURER	OCCUPATIONAL HISTORY	REMARKS
Social welfare work basic knowledge	20 hrs.	Komiyama	Prof., Japan Social Work short-term college	compulsory
Social welfare work administrative theory	10 "	Watari	currently, Yamagata Ken welfare dept. chief	Ditto
Theory on public assistance	25 "	Shiraki	Welfare Ministry Social Bureau wel. administrative official	Ditto
Theory on public assistance	20 "	Nagaoka	currently, Yamagata Ken Wel. Dept. social section chief	Ditto
Theory on child welfare	20 "	Tokunaga	Welfare Ministry Child Bu. wel. adm. official	Ditto
Theory on child welfare	15 "	Ono	currently, Yamagata Ken Wel. Dept. Woman-Child Section Chief	Ditto
Theory on welfare for disabled	20 "	Sano	Welfare Ministry Social Bu. welfare administrative official	Ditto
Theory on methods of social work	30 "	Tanikawa	Prof., Japan Social Work short-term college	Ditto
Social survey and statistics	20 "	Hayazaki	Welfare Ministry Social Bu. welfare administrative official	Ditto
Theory on social work institutional management	20 "	Shigeta	Prof., Japan Social Work short-term college	Ditto
Social policy	10 "	Sakuda	Prof., Yamaga[ta] University Educational Dept.	selective
Psychology	20 "	"	"	Ditto

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NND No. 775013

(continued)

Theory on social guarantee	10 hrs.	Tanikawa	Prof., Japan Social Work short-term college	selective
Social work history	15 "	Watari	currently, Yamagata Ken Wel. Dept. chief	Ditto
Medical knowledge	20 "	Atobe	currently, Yamagata Ken Health Dept. chief	Ditto
Public sanitation	20 "	"	"	"
Total	295 "			

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

YAMAGATA PREFECTURAL GOVERNMENT
YAMAGATA CITY

Date: 8, December 1950

TO : Chief of Public Welfare Section,
Tohoku Civil Affairs Region.

FROM : Chief of Liaison Section, Yamagata Prefecture.

SUBJECT : Opening of Special Training Programs for certain categories of Social Welfare Officials.

The special training programs according to No. 1 of the Paragraph 1 of the Article 2 of Law concerning establishment of social welfare officials will be held as the following principles. Accordingly, we wish to submit you the said subject.

Chuzaburo Takeda

CHUZABURO TAKEDA
Chief of
Liaison Section,
Yamagata Prefecture

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

山形縣社會福祉主事資格認定講習會實施要綱

一、趣旨

公的社會事業の強化に伴いその職務の專門技術化が要請されるに至つたので斯業關係職員に專門的知識技能をもたしめ以て公的社會事業の運營に遺憾なきを期すると共に社會福祉主事としての資格を附與し本縣公的社會事業の體系を整備確立する

二、講習科目、時間數及び講師名並びに職歷

講習科目	時間數	講師氏名	講師職歷	備考
社會福祉事業の基礎知識	二〇	小宮公主計	日本社會事業短期大學教授	必須科目
社會福祉事業行政論	一〇	疲利強	現山形縣民生部長	同
公的扶助論	二五	白木蒲治郎	厚生省社會局厚生事務官	同
公的扶助論	二〇	長岡万治郎	現山形縣民生部社會課長	同
兒童福祉論	二〇	德永寅雄	厚生省兒童局厚生事務官	同
兒童福祉論	一五	小野寛	現山形縣民生部婦人兒童課長	同
身体障害者福祉論	二〇	佐野利三郎	厚生省社會局厚生事務官	同
社會福祉事業方法論	三〇	谷川貞夫	日本社會事業短期大學教授	同

社會調査統計 二〇 早崎八洲吉 厚生省社會局厚生事務官 同

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

山形縣

講習科目	時間数	講師氏名	講師職歴	備考
社會福祉事業の基礎知識	二〇	宮山主計	日本社會事業短期大學教授	
社會福祉事業行政論	一〇	渡邊利強	現山形縣民生部長	
公的扶助論	二五	白木蒲治郎	厚生省社會局厚生事務官	
公的扶助論	二〇	長岡一万治郎	現山形縣民生部社會課長	
児童福祉論	二〇	徳永寅雄	厚生省児童局厚生事務官	同
児童福祉論	一五	小野鬼	現山形縣民生部婦人児童課長	必須科目
身体障害者福祉論	二〇	佐野利三郎	厚生省社會局厚生事務官	同
社會調査統計	二〇	早川貞夫	日本社會事業短期大學教授	同
社會福祉事業方法論	三〇	谷崎八洲	厚生省社會局厚生事務官	同
社會福祉事業経営管理論	二〇	重田信一	日本社會事業短期大學教授	同
社會政策	一〇	作田保治	山形大學教育學部教授	選擇科目
學理	二〇	作田保治	山形大學教育學部教授	同
知識	二〇	汗跡部	現山形縣衛生部長	同
保障論	一〇	谷川貞夫	日本社會事業短期大學教授	同
事業史	一五	渡邊利強	現山形縣民生部長	同
衛生	二〇	汗跡部	現山形縣衛生部長	同
計	二九五			

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

三、實習時間数及びその配属先の計画表

1、實習時間数

生活保護施設	八〇時間
児童福祉施設	一〇〇時間
児童相談所	五〇時間
更生相談所	四〇時間
福祉事務所	一二〇時間
合計	三九〇時間

2、配属先の計画表

地方福祉事務所	二〇名
市福祉事務所	三五名
公立福祉施設	一〇名
児童相談所	一〇名
更生相談所	一〇名
その他	五名
合計	九〇名

山形縣

四、講習會場

山形市香澄町城北二二九番地所在

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

地方福祉事務所	二〇名
市福祉事務所	三五名
公立福祉施設	一〇名
児童相談所	一〇名
更生相談所	一〇名
その他	五名
合計	九〇名

四、講習會場　山形市香澄町城北二三九番地所在　山形縣蠶糸業會館階上會議室

五、開催期日

第一期社會福祉主事資格認定講習會　自昭和廿五年十二月十五日　至昭和廿五年十二月廿四日　十日間

第二期社會福祉主事資格認定講習會　自昭和廿六年二月四日　至昭和廿六年二月十三日　十日間

山形縣

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

第三期社會福祉主事資格認定講習會

自昭和廿六年四月十日
至昭和廿六年四月廿日 } 十一日間

第四期社會福祉主事資格認定講習會

自昭和廿六年五月十日
至昭和廿六年五月廿日 } 十一日間

大社會福祉主事資格認定講習會日程

第一期社會福祉主事資格認定講習會 自昭和十二月十五日 至昭和二月廿四日

期日	時（午前）限	時（午後）限	摘要
十二月十五日	開講式	8.00 8.30 9.00 10.00 11.00 12.00	
	社會福祉事業の基礎知識 小宮公講師	13.00 14.00 15.00 16.00 17.00	
	同上		
十二月十六日	社會福祉事業の基礎知識 小宮公講師	社會政策 作田講師	
十二月十七日	社會調査統計 早崎講師	同上	
	社會調査統計	社會福祉事業行政論	

山形縣

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

社會調査統計

期日	時（午前）限	開講式	摘要
十二月十二日	8.00 8.30 9.00 10.00 11.00 12.00 13.00 14.00 16.00 17.00	社會福祉事業の基礎知識 小宮山講師	山形縣
十二月十六日	同上	社會福祉事業の基礎知識 小宮山講師	
十二月十七日	同上	社會政策 作田講師	
十二月十八日	同上	社會福祉事業行政論 渡利講師	
十二月十九日	同上	社會政策 作田講師	
十二月廿日	同上	社會福祉事業方法論 谷川講師	
十二月廿一日	同上	社會福祉事業の法制 谷川講師	
十二月廿二日	同上	心理學 作田講師	

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

期日		時	備考
十二月廿三日	社會福祉事業施設管理論	重田講師	同上
十二月廿四日	心理學	作田講師	醫學知識 跡部汗

㊁第二期社會福祉主事資格認定講習會 自二月四日至二月十三日

期日		時	備考
二月四日	社會福祉施設管理論	重田講師	同上
二月五日	社會福祉施設管理論	重田講師	同上
二月六日	社會福祉事業行政論	疫利講師	醫學知識 跡部講師
二月七日	社會福祉事業の基礎知識	小宮山講師	同上
二月八日	社會福祉事業の基礎知識	小宮山講師	心理學 作田講師
二月九日	社會調査統計		

8.00 9.00 10.00 11.00 12.00 13.00 14.00 15.00 16.00 17.00

山形縣

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

二月四日		重田講師	同	上							
二月五日		社會福祉施設管理論	同	上							
		重田講師									
二月六日	社會福祉事業行政論	醫學知識									
	疫利講師	跡部講師									
二月七日		社會福祉事業の基礎知識	同	上							
		小宮山講師									
二月八日		社會福祉事業の基礎知識	心理學								
		小宮山講師	作田講師								
二月九日		社會調査統計	同	上							
		早崎講師									
二月十日		社會調査統計	社會福祉事業方法論								
		早崎講師	谷川講師								
二月十一日		社會保障論	社會福祉事業方法論								
		谷川講師	谷川講師								
二月十二日		社會福祉事業方法論	社會保障論								
		谷川講師	谷川講師								
二月十三日		社會保障論	社會福祉事業方法論								
		谷川講師	谷川講師								

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

③第三期社會福祉主事資格認定講習會 自四月十日至四月廿日

期日	時(午前)限	時(午後)限	備考
四月十日	8.00 9.00 10.00 11.00 12.00	13.00 14.00 15.00 16.00 17.00	
	心理學 作田講師	醫學知識 跡部講師	社會事業史 渡利講師
四月十一日	公的扶助論 白木講師	同 上	
四月十二日	公的扶助論 白木講師	同 上	
四月十三日	兒童福祉論 德永講師	同 上	
四月十四日	兒童福祉論 德永講師	心理學 作田講師	社會事業史 渡利講師
四月十五日	兒童福祉論 小野講師	醫學知識 跡部講師	社會事業史 渡利講師
四月十六日	身体障害者福祉論 佐野講師	同 上	
四月十七日	身体障害者福祉論 [illegible]	公衆衛生 [illegible]	公的扶助論 [illegible]

山形縣

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

四月十二日		公的扶助論 白木講師	同上
四月十三日		児童福祉論 徳永講師	同上
四月十四日		児童福祉論 徳永講師	心理學 作田講師 / 社會事業史 渡利講師
四月十五日		児童福祉論 小野講師	醫學知識 跡部講師 / 社會事業史 渡利講師
四月十六日		身体障害者福祉論 北野講師	同上
四月十七日		身体障害者福祉論 北野講師	公衆衛生 跡部講師 / 公的扶助論 長岡講師
四月十八日		児童福祉論 小野講師	公衆衛生 跡部講師
四月十九日		公的扶助論 長岡講師 / 社會事業史 渡利講師	公的扶助論 長岡講師
四月廿日		公的扶助論 長岡講師	公衆衛生 跡部講師

山形縣

㊃ 第四期社會福祉主事資格認定講習會 自五月十日 至五月廿日

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

期日	時（午前）限	時（午後）限	備考
五月十日	社會事業史	公的扶助論	
	疫利講師	白木講師	
五月十一日	公的扶助論	同	
	白木講師	上	
五月十二日	心理學	醫學知識	
	作田講師	跡部講師	
	兒童福祉論	小野講師	
五月十三日	身体障害者福祉論	同	
	佐野講師	上	
五月十四日	身体障害者福祉論	公象衛生	
	佐野講師	跡部講師	
	公象衛生	公的扶助論	
	跡部講師	長岡講師	
五月十五日	公的扶助論	長岡講師	
五月十六日	兒童福祉論	同	
	德永講師	上	
五月十七日	兒童福祉論	心理學	
	德永講師	作田講師	
	公的扶助論	長岡講師	
	兒童福祉論		
	社會事業史		

山形縣

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

月日			
五月[illegible]	沈野講師		
五月十四日	身体障害者福祉論 沈野講師	公衆衛生 跡部講師	公的扶助論 長岡講師
五月十五日	公衆衛生 跡部講師	公的扶助論 長岡講師	
五月十六日	児童福祉論 徳永講師	同上	
五月十七日	児童福祉論 徳永講師	心理学 作田講師	公的扶助論 長岡講師
五月十八日	社会事業史 渡利講師	児童福祉論 小野講師	
五月十九日	公衆衛生 跡部講師	医学知識 跡部講師	公的扶助論 長岡講師
五月廿日	児童福祉論 小野講師	医学知識 跡部講師	公衆衛生 跡部講師

六、受講人員

男 八五名

女 五名

山形縣

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

山形縣主催公形墨

計九〇名

山形縣

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

YAMAGATA PREFECTURAL GOVERNMENT
YAMAGATA CITY

24 October 1950

TO : Mr. Stemple,
Chief of Public Welfare Section,
Tohoku Civil Affairs Region

FROM : Chief of Public Welfare Department,
Yamagata Prefecture

SUBJECT: Presentation of In-service Training Program in 1950 Fiscal Year.

We hereby wish to submit the said subject which was requested from you on September 22, 1950.

Tsuyoshi Watari

TSUYOSHI WATARI
Chief of
Public Welfare
Department,
Yamagata Prefecture

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

IN SERVICE TRAINING PROGRAM

IN

1950 FISCAL YEAR

PUBLIC WELFARE DEPARTMENT

*** YAMAGATA PREFECTURE ***

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

STRUCTURE OF IN-SERVICE TRAINING BRANCH,
PUBLIC WELFARE DEPARTMENT.

1. Social Welfare Section:

Guidance Branch:

KUNITA KUSAKARI (33), Branch chief.

YUZO OKUYAMA (33), Administrative official.

KAZUSUKE KAWAHARA (22), Employee.

2. Women and Children Section:

(1) Planning Branch:

TAKEO HONMA (38), Branch chief.

(2) Child Protection Branch:

KIYOJI OJIMA (42), Branch chief.

(3) Child Care Branch:

TOSHIO TAKAHASHI (33), Branch chief.

3. Social Insurance Section:

(1) General Affairs Branch:

YATARO YAMAGUCHI (40), Branch chief.

(2) National Health Insurance Branch:

ICHIRO KAIWA (32), Administrative official
(Head of planning).

(3) Delivery Branch:

TOSHIO TAKAHASHI (27), Administrative official
(Head of medical treatment).

4. Assistance Section:

General Affairs Branch:

NAOSUKE ITO (49), Branch chief.

5. Fire Section:

Guidance Branch:

YUKIO KISHI (35), Branch chief.

* * * * * *

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

IN-SERVICE TRAINING PROGRAM IN 1950 FISCAL YEAR

Public Welfare Department,
Yamagata Prefecture.

Note

(1) Date.

(2) Place.

(3) Function.

(4) Outline of Function.

(5) Object.

(6) Sponsor.

(7) Target.

(8) Method.

(9) No. of Pèrsons.

. . . . . .

1. (1) Once a month.

   (2) Yamagata City.

   (3) Conference of chiefs of welfare sections of city and local offices.

   (4) To confer about suggestions of important matters of the day.

   (5) Guidance and liaison of business.

   (6) Public Welfare Department.

   (7) Chief of each welfare section and 1 official from each branch.

   (8) Consultation and conference.

   (9) 26.

2. (1) Once a month.

   (2) Social Welfare Section and Social Insurance Section.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(3) Conference of heads of branches, Social Welfare Section and Social Insurance Section.

(4) To confer about various problems of the day.

(5) Liaison, conference and study of business.

(6) Social Welfare Section and Social Insurance Section.

(7) Each branch head.

(8) Discussion and consultation.

(9) 11.

3. (1) Once a month.

(2) Women and Children Section.

(3) Training meeting for officials of the Women and Children Section.

(4) To explain contents of business in charge and announce matters of study.

(5) Elevation of quality and cultivation of fundamental knowledge for section officials.

(6) Women and Children Section.

(7) Section officials.

(8) Explanation and discussion.

(9) 20.

4. (1) Twice a month.

(2) Assistance Section.

(3) Guidance of business.

(4) To make improvement of professional knowledge about the Undemoblized Person's Compensation Law, Special Unreturned Person's Compensation Law, business on pension, disaster compensation and investigation of unreturned persons.

(5) Improvement of professional knowledge concerning the regulations.

(6) Assistance Section.

(7) Section officials.

(8) Study on subjects concerning section officials.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(9) 50.

5. (1) Once every second month.

(2) Social Insurance Section.

(3) Conference of administrative officials.

(4) To confer about various problems of the day.

(5) Liaison of business and study on the conference.

(6) Social Insurance Section.

(7) Administrative officials.

(8) Deliberation on the conference.

(9) 18.

6. (1) Once every second month.

(2) Social Insurance Section.

(3) Conference on business.

(4) To confer about various problems of the day at each branch.

(5) Liaison of business and study on the conference.

(6) Social Insurance Section.

(7) Section officials.

(8) Discussion every branches.

(9) 63.

7. (1) April.

(2) 2 districts of Kitamurayama and Higashimurayama, and Yonezawa City.

(3) Encouragement of establishment for towns and villages where works of national health insurance associations are opend yet.

(4) Principles for re-opening.

(5) Encouragement of works of national health insurance associations.

(6) Social Insurance Section.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(7) 14 towns and villages where works are opened yet.

(8) House-to-house encouragement at towns and villages.

(9) 56.

8. (1) April.

(2) Yamagata City and Sakata City.

(3) Lecture-course on business of direct clinic institutions.

(4) Explanation of the Medical Service Law and principles for rational management.

(5) To make rational management.

(6) Social Insurance Section.

(7) Officials in charge of insurance of direct clinic institutions and local offices.

(8) Consultation.

(9) 15.

9. (1) April.

(2) Yamagata City.

(3) Lecture-course on in-service training for health nurses.

(4) Health nurses' operation.

(5) Elevation of quality.

(6) Social Insurance Section.

(7) Health nurses at 4 districts of Kitamurayama, Nishimurayama, Minamimurayama and Higashimurayama.

(8) Lecture-course.

(9) 97.

10. (1) April.

(2) Specially selected institution.

(3) Liaison study meeting between chiefs of the prefectural welfare offices in accordance with the Child Welfare Law and the prefectural ordinances and child welfare officials.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(4) Guidance and liaison on important matters of the day.

(5) Guidance and liaison of business.

(6) Women and Children Section.

(7) Full-time-officials of spot guidance.

(8) Consultation and study meeting.

(9) 25.

11. (1) May.

(2) 4 districts of Kitamurayama, Minamimurayama, Nishimurayama and Higashimurayama.

(3) Conference of chiefs of heads of welfare branches of city and local offices.

(4) To confer about suggestions of important matters of the day.

(5) Liaison and guidance of business.

(6) Social Welfare Section.

(7) Heads in charge of welfare of city and local offices.

(8) Conference.

(9) 13.

12. (1) May.

(2) Yamagata City.

(3) Conference on investigation of children with support.

(4) How to investigate children with support.

(5) Guidance and liaison of business.

(6) Women and Children Section.

(7) Officials of the spot guidance.

(8) Consultation and conference.

(9) 25.

13. (1) May.

(2) Each Local Office.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(3) Lecture-course on business of statistics of national health insurance associations.

(4) Business of statistics.

(5) Improvement of business of statistics.

(6) Social Insurance Section.

(7) Officials in charge of business.

(8) Lecture-course.

(9) 230.

14. (1) May.

(2) Each Local Office.

(3) Lecture-course on business relating to national subsidy.

(4) Procedure for application.

(5) To make exactness of procedure for subsidiary application.

(6) Social Insurance Section.

(7) Officials in charge of business.

(8) Lecture-course.

(9) 230.

15. (1) June.

(2) Specially selected place.

(3) Conference of the physically hanicapped welfare officials and child welfare officials.

(4) To confer about suggestions of important matters of the day.

(5) Improvement of professional technique.

(6) Social Welfare Section and Women and Children Section.

(7) Child welfare officials and the physically handicapped welfare officials.

(8) Consultation and study meeting.

(9) 6.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

16. (1) June.

(2) Specially selected place.

(3) Liaison study meeting between chiefs of the prefectural welfare offices in accordance with the Child Welfare Law and the prefectural ordiances and child welfare officials.

(4) Guidance and liaison of important matters of the day.

(5) Guidance and liaison of business.

(6) Women and Children Section.

(7) Full-time officials of the spot guidance.

(8) Consultation and study meeting.

(9) 25.

17. (1) June.

(2) Specially selected institution.

(3) Study meeting on management of child welfare institutions.

(4) To improve management of institutions.

(5) Improvement of children protection institutions.

(6) Women and Children Section.

(7) Chiefs of the institutions.

(8) Consultation and study meeting.

(9) 25.

18. (1) June.

(2) Each institution.

(3) Inspection on minimum standards of child welfare institutions.

(4) Guidance of management of institutions.

(5) Improvement of managing business of institutions.

(6) Women and Children Section.

(7) Child Welfare institution officials.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(8) Inspection at each institution.

(9) 50.

19. (1) June.

(2) Each institution.

(3) Inspection on distribution of UNICEF Goods.

(4) Guidance and inspection of business.

(5) Guidance and inspection.

(6) Women and Children Section.

(7) Institutions where UNICEF Goods were distributed.

(8) Inspection at each institution.

(9) 50.

20. (1) June.

(2) Yamagata City.

(3) Conference on application for national subsidy of direct clinic institutions.

(4) Procedure of application.

(5) Exactness of application.

(6) Social Insurance Section.

(7) Officials in charge of national subsidy of city-town-village.

(8) Conference and consultation.

(9) 13.

21. (1) July.

(2) Prefectural Government Office.

(3) Lecture-course on social welfare work.

(4) To make enlightenment of fundamental knowledge.

(5) Elevation of Quality of officials concerned for social welfare work.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(6) Social Welfare Section.

(7) Officials in charge of social welfare work of the prefectural government office, local offices and institutions.

(8) Invitation of lecturers from central government to the spot.

(9) 100.

22. (1) July.

(2)

(3) Practical conditions of living protection.

(4) To consider practical conditions of the Daily Life Protection Law.

(5) Reconsideration of practical conditions of the same law.

(6) Social Welfare Section.

(7) Welfare branches of local offices and city-town-village.

(8) Make-up of booklet and guidance of documents.

(9) 250.

23. (1) July.

(2) Higashine Town, Kitamurayama District.

(3) Conference of officials in charge of national health insurance of city and local offices.

(4) To confer about suggestions of important matters of the day.

(5) Guidance and liaison.

(6) Social Insurance Section.

(7) Branch in charge.

(8) Conference.

(9) 120.

24. (1) August.

(2) Each Local Office.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(3) Lecture-course on business.

(4) Practical guidance for administrative officials of city-town-village.

(5) Meeting on guidance of protection.

(6) Social Welfare Section.

(7) Welfare branches of city-town-village.

(8) Guidance and lecture-course.

(9) 225.

25. (1) August.

(2) 5 cities of Yamagata, Yonezawa, Tsuruoka, Sakata and Shinjo.

(3) Inspection and guidance of practical affairs.

(4) Inspection and guidance of business.

(5) Practical guidance of practical affairs transaction.

(6) Social Welfare Section.

(7) Officials of city offices.

(8) Inspection and guidance.

(9) 5.

26. (1) August.

(2) 3 cities of Yamagata, Yonezawa and Shinjo.

(3) Conference of child welfare officials.

(4) Professional knowledge and improvement of technique based upon cases and contents of transaction.

(5) Improvement and liaison of professional technique.

(6) Women and Children Section.

(7) Child welfare officials.

(8) Conference and discussion.

(9) 5.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

27. (1) August.

(2) 4 cities of Yamagata, Yonezawa, Tsuruoka and Shinjo.

(3) Lecture-course on practical affairs of national health insurance.

(4) Business at large.

(5) Acquisition of practical affairs.

(6) Social Insurance Section.

(7) Officials in charge of business.

(8) Lecture-course.

(9) 230.

28. (1) September.

(2) Local Offices.

(3) Guidance of practical affairs.

(4) Inspection and guidance of business.

(5) Practical guidance on management of business.

(6) Social Welfare Section.

(7) Officials of local offices.

(8) Inspection and guidance.

(9) 8.

29. (1) September.

(2) Each Local Office.

(3) Guidance of practical affairs.

(4) Inspection and guidance on management of business.

(5) Practical guidance on transaction of business.

(6) Social Welfare Section.

(7) Officials of town and village offices.

(8) Exchange and study of documents of each town and village.

(9) 118.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

30. (1) September.

(2) Each Local Office.

(3) "A guide to the Statistics of Life Protection (2nd editing)".

(4) To make statistical consideration of practical conditions of the Daily Life Protection Law.

(5) To make a proper management of the Daily Life Protection Law.

(6) Social Welfare Section.

(7) Welfare Branches of each local office and city-town-village.

(8) Make-up of booklet and guidance of documents.

(9) 250.

31. (1) September.

(2) Yamagata City.

(3) Lecture-course for kindergarteners.

(4) Guidance of knowledge and technique.

(5) Improvement of professional knowledge.

(6) Women and Children Section.

(7) Kindergarteners and applicants.

(8) Lecture.

(9) 120.

32. (1) September.

(2) Specially selected place.

(3) Conference on management of child welfare institutions.

(4) Guidance on managing business of institutions.

(5) Improvement of professional technique and guidance of business.

(6) Women and Children Section.

(7) Persons who are engaged in the institutions.

(8) Consultation.

(9) 50.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

33. (1) September.

(2) Higashine Town, Kitamurayama District.

(3) Conference of officials in charge of business of national health insurance of city and local offices.

(4) To confer about suggestions of important matters of the day.

(5) Guidance and liaison.

(6) Social Insurance Section.

(7) Branches in charge.

(8) Conference.

(9) 120.

34. (1) September.

(2) Each district.

(3) Guidance and inspection of business.

(4) Business at large.

(5) To make exactness of business and smooth management of work.

(6) Social Insurance Section.

(7) Officials in charge of insurance of city-town-village.

(8) Guidance and inspection.

(9) 50.

35. (1) October.

(2) Yamagata City.

(3) Liaison conference of social welfare officials of 5 cities.

(4) To confer about important matters and study contents and cases of transaction.

(5) Guidance and liaison of business.

(6) Social Welfare Section.

(7) Social welfare officials.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(8) Guidance and conference.

(9) 23.

36. (1) October.

(2) Public Welfare Department of the other prefecture.

(3) Survey on management of model prefectures.

(4) Plans of management of protection and study on practical conditions.

(5) Comparative study with the other prefectures.

(6) Social Welfare Section.

(7) 3 prefectures.

(8) Spot dispatch of officials in charge.

(9) Unknown.

37. (1) October.

(2) Specially selected place.

(3) Lecture-course on meal service for officials at homes for dependent neglected and abused children and juvenile homes for education and training.

(4) Guidance of professional knowledge.

(5) Improvement of professional knowledge and technique.

(6) Women and Children Section.

(7) Officials who are engaged in the homes.

(8) Lecture.

(9) 25.

38. (1) October.

(2) Social Insurance Section.

(3) Lecture-course on business.

(4) Business in charge of each branch.

(5) Acquisition of business.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(6) Social Insurance Section.

(7) Employee.

(8) Lecture-course every branches.

(9) 40.

39. (1) October.

(2) Assistance Section

(3) Guidance of business.

(4) Guidance of business going into details.

(5) Guidance of the Undemoblized Person's Compensation Law, the Special Unreturned Person's Compensation Law, business on pension and disaster compensation.

(6) Assistance Section.

(7) Officials in charge of business of city-town-village.

(8) Consultation and study meeting.

(9) 223.

40. (1) November.

(2) 2 districts of Higashiokitama and Minamiokitama.

(3) Conference of heads in charge of welfare of city and local offices.

(4) To confer about suggestions of important matters of the day.

(5) Guidance and liaison of business.

(6) Social Welfare Section.

(7) Heads in charge of welfare of city and local offices.

(8) Conference.

(9) 13.

41. (1) November.

(2) 4 areas in this prefecture.

(3) Lecture-course on social welfare work.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(4) Expansion of fundamental knowledge.

(5) Elevation of quality of persons concerned for social welfare work.

(6) Social Welfare Section.

(7) Officials of local offices and institutions.

(8) Spot dispatch of the prefectural officials concerned.

(9) 100.

42. (1) November.

(2) 3 cities of Yamagata, Yonezawa and Shinjo.

(3) Conference between child welfare officials and the physically handicapped welfare officials.

(4) Study on contents and cases of transaction and improvement of professional knowledge.

(5) Improvement of professional knowledge and mutual liaison.

(6) Social Welfare Section and Women and Children Section.

(7) Child welfare officials and the physically handicapped welfare officials.

(8) Conference and discussion.

(9) 18.

43. (1) November.

(2) Social Insurance Section.

(3) Guidance and inspection of business.

(4) Business at large.

(5) To make exactness of business and smooth management of work.

(6) Social Insurance Section.

(7) Officials in charge of insurance of city-town-village.

(8) Guidance and inspection.

(9) 50.

44. (1) November.

(2) Each district.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(3) Conference on management of direct clinic institutions.

(4) Management at large.

(5) Smooth management of the institutions.

(6) Social Insurance Section.

(7) Officials in charge of insurance of city-town-village.

(8) Consultation and study meeting.

(9) 158.

45. (1) December.

(2) Each Local Office.

(3) Lecture-course on business.

(4) Guidance of practical affairs for administrative officials of city-town-village.

(5) Guidance and conference on business.

(6) Social Welfare Section.

(7) Welfare Branches of city-town-village.

(8) Guidance and lecture-course.

(9) 225.

46. (1) December.

(2) Yamagata City.

(3) Conference of chiefs of children's advisory offices.

(4) Exchange of information and announcement of study.

(5) Comprehensive study and improvement of professional technique on child welfare.

(6) Women and Children Section.

(7) Chiefs of Children's Advisory Offices.

(8) Study and discussion.

(9) 3.

47. (1) December.

(2) Each district.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(3) Guidance and inspection of business.

(4) Business at large.

(5) To make exactness of business and smooth management of work.

(6) Social Insurance Section.

(7) Officials in charge of business of city-town-village.

(8) Guidance and inspection.

(9) 50.

48. (1) December.

(2) Yamagata City and others.

(3) Conference on operation of national health insurance of 5 cities.

(4) To confer about various problems of the day.

(5) To make smooth management of work.

(6) Social Insurance Section.

(7) Officials in charge of insurance of 5 cities.

(8) Consultation and conference.

(9) 10.

49. (1) December.

(2) 5 cities.

(3) Training lecture-course for firemen.

(4) Lecture-course.

(5) Regulations on fire defence.

(6) Fire Section.

(7) Firemen.

(8) Lecture.

(9) 200.

50. (1) January.

(2) 5 areas in this prefecture.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(3) Lecture-course on social welfare work.

(4) Expansion of fundamental knowledge.

(5) Expansion of knowledge of social welfare works.

(6) Social Welfare Section.

(7) Officials in charge of welfare branches of city-town-village.

(8) Lecture and discussion.

(9) 225.

51. (1) January.

(2) 3 cities of Yamagata, Yonezawa and Shinjo.

(3) Conference of child welfare officials.

(4) To make professional knowledge and improvement of technique based upon cases and contents of transaction.

(5) Improvement of professional technique and liaisnn.

(6) Women and Children Section.

(7) Child welfare officials.

(8) Conference and discussion.

(9) 5.

52. (1) January.

(2) Specially selected place.

(3) Liaison conference between chiefs of the prefectural welfare offices in accordance with the Child Welfare Law and the prefectural ordiances and child welfare officials.

(4) Liaison on cases of transaction in future and improvement of knowledge and technique.

(5) Improvement of professional technique and liaison.

(6) Women and Children Section.

(7) Chiefs of the prefectural welfare offices and child welfare officials.

(8) Consultation and conference.

(9) 20.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

53. (1) February.

(2) 4 areas in this prefecture.

(3) Conference of heads of welfare branches of city and local offices.

(4) To confer about suggestions of important matters of the day.

(5) Liaison and guidance of business.

(6) Social Welfare Section.

(7) Heads of welfare branches of city and local offices.

(8) Conference.

(9) 13.

54. (1) February.

(2) Specially selected place.

(3) Conference on management of child welfare institutions.

(4) Management of the institutions and guidance of accounting business.

(5) Improvement of professional technique and guidance of business.

(6) Women and Children Section.

(7) Persons who are engaged in the institutions.

(8) Consultation and conference.

(9) 50.

55. (1) February.

(2) Social Insurance Section.

(3) Lecture-course on exchange of business.

(4) General business of each branch.

(5) Acquirement of business.

(6) Social Insurance Section.

(7) Employees of the section.

(8) Lecture-course on business at large by officials in charge of other branches.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(9) 40.

56. (1) February.

(2) Higashine Town, Kitamurayama District.

(3) Meeting of officials in charge of business of national health insurance of city and local offices.

(4) To confer about suggestions of important matters of the day.

(5) Guidance and liaison of the business.

(6) Social Insurance Section.

(7) Officials in charge of business of city and local offices.

(8) Conference.

(9) 120.

57. (1) February.

(2) 3 areas of Yonezawa, Kitamurayama District and Higashimurayama District.

(3) Encouragement of establishment for towns and villages where works of national health insurance associations are opened yet.

(4) Principles for re-opening.

(5) Encouragement of works of national health insurance associations.

(6) Social Insurance Section.

(7) 14 towns and villages where the works are opened yet.

(8) House-to-house encouragement at towns and villages.

(9) 56.

58. (1) February.

(2) 5 cities.

(3) Training lecture-course for firemen.

(4) Lecture-course.

(5) Regulations on fire defence.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(6) Fire Section.

(7) Firemen.

(8) Lecture.

(9) 200.

59. (1) March.

(2) Social Welfare Section.

(3) Liaison conference of social welfare officials of 5 cities.

(4) Conference on important matters and study on cases and contents of transaction.

(5) Guidance and liaison of business.

(6) Social Welfare Section.

(7) Social welfare officials.

(8) Guidance and conference.

(9) 23.

60. (1) March.

(2) Higashine Town, Kitamurayama District.

(3) Conference of officials in charge of business of national health insurance of city and local offices.

(4) To confer about suggestions of important matters of the day.

(5) Guidance and liaison of the business.

(6) Social Insurance Section.

(7) Officials in charge of the business of city and local offices.

(8) Conference.

(9) 120.

61. (1) March.

(2) Each district.

(3) Conference on management of direct clinic institutions.

(4) To confer about management at large.

(5) To make smooth management of the institutions.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(6) Social Insurance Section.

(7) Officials in charge of insurance.

(8) Consultation and study.

(9) 158.

62. (1) March.

(2) 5 cities.

(3) Training lecture-course for firemen.

(4) To explain administration of fire defence.

(5) Administration of fire defence.

(6) Fire Section.

(7) Firemen.

(8) Lecture.

(9) 200.

****

Organization of Yamagata Prefectural Welfare Dept.

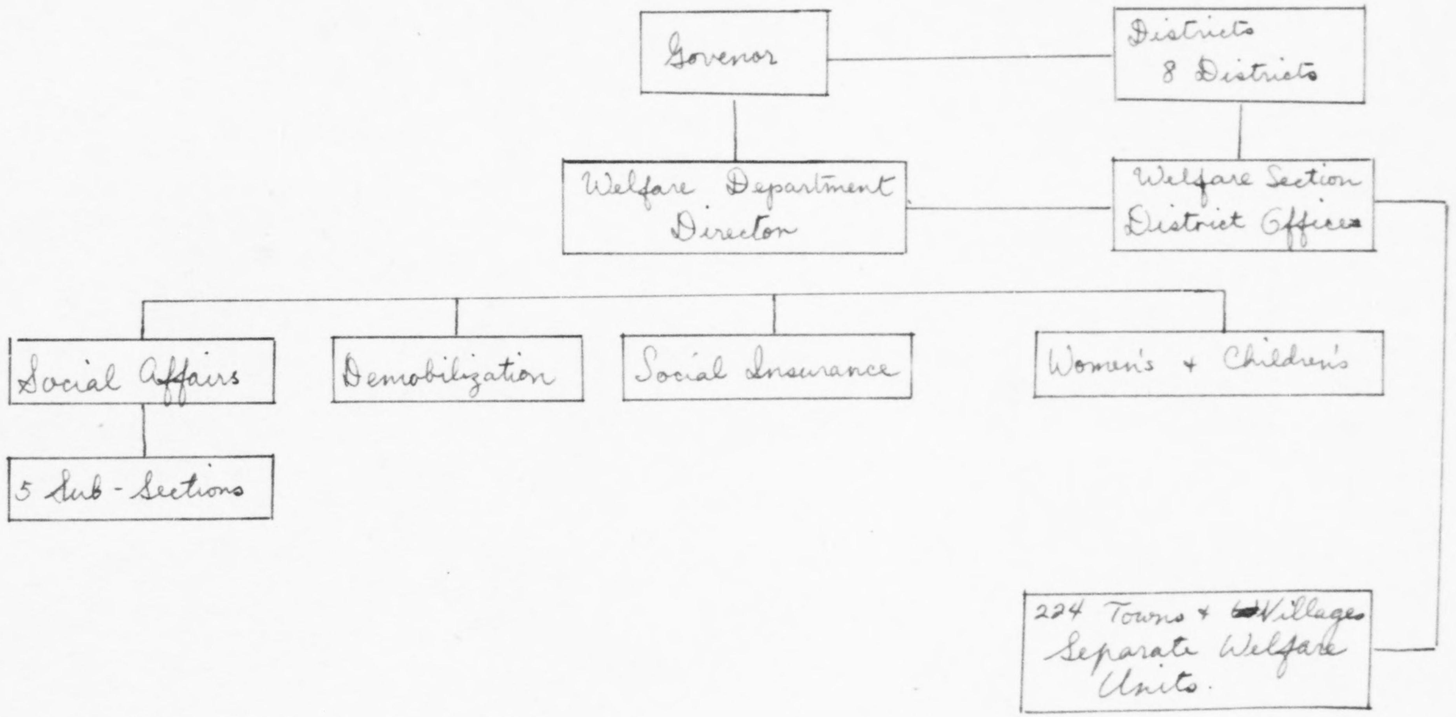

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

昭和二十三年十二月十五日第三種郵便物認可
昭和二十五年 八月二十八日 印刷
昭和二十五年 九月 一日 発行
（毎月一日一回発行）

Child Welfare
こどものしあわせ

第三巻 第九号

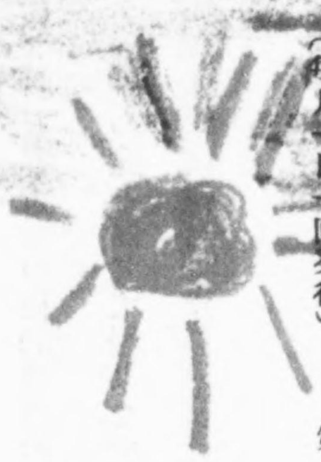

◇目　次◇

御挨拶 …… 澁谷　晉… 2
家庭生活に優るものはない …… 3
犬小屋選び …… 柳原　吉次… 7
心の窓 …… 高橋　主事… 8
東置賜村山地方に於ける末亡人活動狀況について…田中　孝吉… 8
第四回山形縣保母認定講習会を受講して …… 10
酒田報恩会保育所幼児身体狀況の観察 …… 鰹持順太郎… 11
要保護兒童調査の結果報告 …… 五十嵐主事… 12
幼兒の絵本 …… 石先ひさ子… 14

山形縣婦人兒童課
山形縣兒童福祉協會

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

御挨拶

山形縣兒童福祉審議会委員長　澁谷　晋

去る八月八日「兒童及妊産婦の福祉に関する事項を調査審議する爲め」に設置された縣の兒童福祉審議会に委員の一人として初めて出席した私は其の職責の余りにも重大なる事を痛感させられました。此の日審議しましたのは里親を希望する者二十九名を里親として登錄してよいかどうかについて知事から諮問があつたので、各委員から活潑な意見が開陳され結局一名が再調の爲保留となつただけで他の二十八名は里親として適当と認めるという答申をする事になつたのであります。御承知の如く本縣は全国でも指折りの兒童の身売りが多い処であるだけに、里親の美名にかくれて仂き手を得んが爲めに里親になろうとする者がないか、若し一人でもあつたとしたなら審議の衝にあたつた我々は如何にして責任をとるかという事を委員各位が云はず語らずのうちに心の底にあつたがために、当日の審議会はこの里親審議に大部分の時間を割いたのではなかつたのでしようか。縣の各兒童相談所の係員が里親希望者の実体を丹念に調査して得た資料を書類に作成したものに基いて審議答申するのですから、里親として里子を預つてからも私達は私達の責任に於いて監視の要があるのでないかという強い意見が出たのも当然であります。私が委員となつて初めての会合に出席して責任のまことに重大な事を痛感した大きな理由の一つがこの点にあるのであります。

審議会は冒頭に書きましたように里親審議ばかりが爲さねばならぬものではなく「兒童及妊産婦の福祉に関する事項を調査審議する」ものと法に明文があります。里親問題についてすら大きな責任を感じている上に兒童なり妊産婦の福祉に関して迄廣汎な調査審議をするとなると、更に更に大きな責任が伴うて來るであろうと考えると一層責任の重荷が切実に感ぜざるを得ないのであります。

加うるに審議会も設置されてから既に三年目、即ち二年後に更新された委員によつて運営される本審議会は、関係各方面から大きな期待と批判を受くることを覚悟せねばならないではないでしようか、これが責任の重且大であることを感じさせられる第三点と考えるのであります。

私は示されている審議会の目的達成の爲に委員各位と共に及ばず乍ら能う限りの努力を致し以て大きな責任の幾分たりとも果す事が委嘱に酬ゆる唯一の途と信じて居ります、委員各位の御鞭韃御叱正を心から希つてやみません。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

家庭生活に優るものはない

――米国児童局児童福祉資料――

ロレタ・ベンタ博士

フレデリック二世の有名な教育上の実驗が十五世紀に行われたことがあるが、その実驗というものは誰からも教えられずに赤坊が初めて話す言葉はラテン語かギリシヤ語かヘブルーかそれともその人種の国語かを知るためであつた。先づ王は家庭のない新生児大勢を集め必要な食餌、入浴、おしめ、保温及び身体的保護を十分に与える一方、彼等に一言も話をかけたり又は彼等の面前で愛情表現の片鱗も見せない様に命令をした。然しこれらの乳児は全部失死してしまつた。彼等は看護婦の理解即ち顔面の表象や親しみのある身振りや愛情に充ちた世話なしには生きて行かれなかつたと云うことである。

こんな思ひきつた教育実驗というものは一寸稀れであるが然し実際我々の時代にもことに家庭のない児童については実驗が行われ、たとえそれらの児童の生命には別条なくとも殘んど皆が人格成長とその后の民主的生活参加への被教育性と能力に支障を来たして居ることが明らかになつた。

過去十一年間私は社会、家庭、学校及び他の社会施設から依頼されてベルビュー病院小児科病室に入院した六千名以上の小児を観察して来た。この中の一割以下の児童は低能又は低能障害の故に失敗に終つたが、その他の者は社会的経験や教育の機会が充分与えられたならば適当に発達することが出来るばかりであつた。これらの児童は家庭生活が種々の形で精神病的に歪められたり、小数グループの社会病理的な問題が原因となつて、その乳幼児期に適正な親子関係が得られなかつたものであつた。生后数ケ月乃至数年を所謂破損家庭（ブロークン、ホーム即ち片親が缺けたりした不完全な家庭をいう）に或は非常に進んだ人間的関係の中に育つた児童は片輪の人格構成をつくるものである。この様な事柄は特殊部落社会に起り易い。思想態度、家庭構成の面でもつと多い社会集団と融和関係又は同一化する事の未だ出来ない人々は自分の子供達に矢張社会関係の経験を与える事をしないものである。

過去二つの世界大戦に於ける疎開児童に関する幾多の経験で五才以下の児童でも母親と日常接触による基礎的安定感さえ持つて居れば驚く程困難に耐え得るものである事が解つた。母と子が実際滅亡する事以外に一大悲劇は母子関係の破壊であつた。母親達の痛ましい心配は勿論、その乳児達の幸福と正常な発達を阻害する要因であつたが恐らくこれは母子の別離に比べては、子供達の生命や人格の成長にとつてその影響の度は事実及ばなかつたに違いない。年長児童は幼児母との関係がしつかり打立てられた児童であれば、もつと静かな安全な且つ健康的な土地えの疎開は却つてためになつた位であつた。然しこの際大切なことは児童が自分自身及び自分と母親との関係を已に同一化してゐる様な集団或は容易に同一化出来る様な集団を選んでやらなければならないということが解つた。

私達も亦家庭のない新生児を收容して十五世紀のそれよりもつとよく訓練された看護婦達に世話をさせた。この児童達には最上の身の世話が与えられ、身体上のあらゆる危險や傳染病から出来るだけ保護が与えられた。看護婦達は少児科学的時間表や処方を科学的に行つた。これらの児童の中の或る者は模範的な施設や病院で或時は清潔な眞白の天井の部屋でめい〳〵別個の部屋や寢床（クリブ即ち手すりのついた乳児用寢台）にねかされて保護されたものもあつた。然しこんな条件のもとでさえ乳児の死亡はあり得るし又彼等は正常な感情をもつて反応し得る凡ての刺戟から遠ざけられて居るためにぼんやりしていたり或はショックを受け易くなつたりしている。

アガレットA・リプル博士は過去数年の間に愛に充ちた母性の世話が如何に必要であるが、又いかにそれが新生児の初期の感受性のために凡ての面の感覚を刺戟して生活体驗やよいものをとり入れたり使つてゆく注意力と能力とを養つてゆくものであるかという事を明らかにした。愛情は乳児が食物やビタミンや溫暖や人との関係や音響や言葉や視覚の型や思想と観念や又は過去の経驗に基いた將來えの目標に対する反応能力に影響をもつものである。

私のこれ迄見た六千名の児童のうち相当数のものは乳児期を最上の日課と規則

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

のうちに行届いた消毒や科学的な保護が与えられるが然も、母の愛護が引き続き注がれなかつたり、家庭生活の正常なる集り――即ち貧富や文化の高低を問わず乳兒が育てられた家庭の現れとなつて大小凡ゆるものの織込まれた型をつくる処の――家庭生活から遮断された施設に於て育てられたもので、これらの兒童は直ちに認識出來る。又簡單に診斷出來る人格的欠陷をもつて居る。私はこれを社會欠陷による精神病的人格と称している。彼等の人格の不備欠陷のため親子關係に於ける人間的要素の意義と人間の生來の能力を充分に發揮させて人とやりとりの出來る民主的社會を學んだり、又これと融合してゆけるだけの成熟を遂げた進取的な一ヶの人間としての發達との関係に就て彼等は実に劇的な事例を提供している。

ニューヨークにある兒童保護機関の或るものは所謂要保護乳兒を三才以后幼兒として里親の家庭に委託出來るようになる迄養育する方針をとつている。その他の機関も細かい点に多少の差はあるにしても大体は同様の方針をとつている。これらの兒童のすべては、例えその中の或ものはいくらか他のものよりはいゝ狀態におかれたのもあるが大体ひどい欠乏狀態におかれていた。即ち或ものはめいめい〳〵に世話する人の溫かさや、その子のために特に必要な事をしてやる心遣いの多い処では他のものよりは悪い影響をいく分緩和したかもしれない。

そして施設で育つた乳兒の或者達は後年まあこれならばと思われる程度の適応を得た様であるが、彼等も若し家庭に於て育てられたならもつと〳〵豊かに充分な発育をしたに違いない。

これらの兒童の人格構成には吾々のみる処では典型的な発育不完全がある。それは人格の蕾が開いてゆく最初の過程がいつも同じ母の役をする人から日常の世話をうけられるような溫い環境の内に、生后数週間乃至数ヶ月に起らなかつたものである。生后数ヶ月腦そのもの及び外界と神経中枢とのつながりが生長発育し生活の経験によつて生理的型が形成されてゆく。有機体は外界を物理的にも社会的にも初めて知覚し個人は自分の周囲の人や物の影響をうけたり又それらに影響を与えたりすることによつて追々はつきり知つて來る。これらの過程が人間関係の安定した環境に於て起らなければならない事は絶対的である。これこそは人間生活の型が生長し得る唯一の母体である。生長や学んでゆくことや自己表現試行錯誤、將來え前進してゆく部及び経験をふり返つてみる事業凡てこれらの型は一人の人間（即ち母の役をする人）と共に生活して、これらの経験をしなければ決して出來ない。吾々はこれを同一化過程と称している。生れたての新生兒にとつて母の愛撫の促進的効果は有機体の生存にはなくてならないものである。（リブル博士の実験）この経験から同一化の過程が発展しなければならない。そしてそれによつて兒童はその生來の能力を使つて自分と他の人々、原因と問題とを同一化し、自分と他の人々とを関係づけたり人々と共に仕事をしたり、あげたり貰つたりが出來るような関係を築いてゆくのである。これが民主的な生活をつくり出す源泉である。又この同一化過程から事態や概念、善悪の相違、社会の諸々の目的、個人の價値、過去から学びとつて將來え向つて生活してゆくという時間の社会的概念を理解したり判斷する能力及び凡ての高い学問、芸術、文化及び科学の基礎というべき表象的自己表現の能力が生れるのである。

生后一、二年乃至三年のうちに母性の愛撫を経験しなかつた兒童は、その后に彼等に愛撫を与えてもこれを受け入れる能力がない。多くの乳兒院は兒童が三才に達すると里親に託そうと努め來たが、それらの幼兒達は皆発育が遅れ躾がかけており、行動的であつたりその行動の型が定つていない。そして追々成長して彼等に対する社会の要求が增大するに伴つて彼等の行動は追々非社会性を現わして來る。彼等の運動習慣さえ遅滯して居る――即ち同年輩の保育学校の兒童に出來る筈の遊戯の動作、つまり歩いたり、腕や脚や体を用うる能力が遅れているし、習慣の形成も亦遅れている。彼等は年相応の日常身の廻りのことさえ自分で出來ないし、言語能力にも欠陷がある。又彼等は台所は食事を調理する処であり、浴室は眠る処であり、浴室は何をする処で居間は家族の団欒する処であるという様な普通の家庭生活がわからないし、又家族員同士の関係というものをも理解しない。彼等に心理学的檢査を施して見れば彼等の精神機能は凡ての分野に於て遅滯して居ることが判る。

最も困ることには彼等のうけた経験上の損失は決してとり返しのつかないことである。彼等の人格の発育は最初に奪われた嬰兒時代のまゝに止つて成長しない。身体の発育と共に頭も成長しようとするのは事実であるが知的機能は単純な型に止つてしまつて、ほんとうの洞察力とか判斷力に欠け、又感情の溫かさとか深さ及び社会的意識というものが欠けている。言語も申訳ばかりの程度で概念的思考力は常に欠けている。これらの兒童が生活から学ぶものは単に模倣によるもので内部の経験材料によるものではない。それでもしそれらの人達が相当天分のある人達であつたならば、他の人々の様な生活経験えの慾求を抱くようになるがその結果は「恰も」型の存在となる。即ち空想的な生活経験を話したり又自分自身の経験であるかのように思つたりする傾向がある。何故なればこれらの経験は

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

彼等に出來る筈のものであり、又それを經驗したことは恰も事實であるかの如きものであるからである。

社會欠乏のいろ〳〵の程度に陷つた多數のこの種の子供を私は見て來たが、これらの子供はいづれも人格構成に絶對的或は相對的遲滯を示して居た。これらの子供達は或は里親の家庭に適應出來ないのであの里親、この里親と數戸の里親を替えてもなお失敗し、反社會的になつたり或は學業に失敗したりヘルビユー病院に送られて來たものである。私達はこゝで若干の臨床的調査とを子供達に施した。こうした子供達に関する調査については他のいろ〳〵の見地からも相當関心が拂われて來るようになつた。ウリリアム、ゴーリドファーブ博士は數年に渡り「ユダヤ人兒童の里親サービス協會」で扱つた兒童について心理學的調査を進め、早期に施設で育てられた子供と家庭及び里親に育てられた子供との比較研究をしてきたローソンGローレー博士デービットM、レビー博士及その他の人々も愛情、飢餓に惱むと云われる、これらの感情的欠乏狀態におかれた子供達の研究をした吾々の凡ての調査研究の結果は次の如き問題を明らかにした。

1、行動は常に嬰兒的に止まる。それは新生兒がその緊急なる必要を直ちに滿足せられなければならない様な狀態で少し大きくなつた子供達がすることの出來るような泣き叫んだり、足をばた〳〵やつたり癇癪を起したり、その他の混亂せる行動等が彼等の氣に入らない時の最初の反應の仕方である。子供達はあらゆる種類の口腔活動や無意味な型の嬰兒的運動や自瀆や大便で汚したり、小便でぬらしたり、大人にへばりついて離れなかつたり、物をつかんで見たり、叩いたり破壞したり等の行動にふけつて居る。以上の行動は決して神經症的なものではないが生長未發育の嬰兒的な行動であり、これらは退化にあらずして人格形成の遲滯であるこれらの子供達は人の注意を慾しがり受動的依然的で誰かにへばりついて離れず誘惑的でそれでいて凡そ惡氣はなく氣遣いもなければ又事實敵意も持たないが、感情的には無感覺である。彼等の人の注意を得るために誘惑的であることは人間的関係又はなつくことの出來る能力と間違へられることもある然し實際には溫い関係というのではなく別離失望又は他からの要求に耐えることが出來ず相手が見つからない時はいつでも最も近くにある新しい對象に移つてゆくのである。

2これらの子供達には他の人々との関係に於ける同一化能力の主要欠陷が認められるごれは彼等が嬰兒時代最初の數週間からずつと言葉や善惡の社會的概念が正常に築かれる時代又は心理的性の發達及び人格が形成される時代にかけて引き続き同一化作用（アイデンティフイケーション）を經驗しなかつたことに原因している。同一化能力即ち對象（人やもの）との関係を築く能力の欠乏ということは心配や罪惡を感ずる能力の欠乏である。であるから心配とか罪惡感というものは人々が考える如く本能的なものではなく、對象との関係即ち同一化過程がおびやかされる時——言いかえると子供とその愛する人との関係がおびやかされる時に起る反應作用である。

3言語能力の發達に重大なる障害が認められる。この障害は、後日もつと言語の語義的機能に又ことに概念化や社會概念に影響を及ぼすものである。初期の母親との同一化及び母の持續的な愛情に充ちた世話は習慣形成の時期で言語のグン〳〵發達してゆく時期で且つ一つの家庭内に於けるいろ〳〵の概念の出來る時期には必要なものであるこれが缺ける場合にはもつと高い語義的且つ社會的發育及教育能力の拡張が起らない。これが腕の中に抱いている赤坊に社會學的概念の語義形式のために、わかりもしないことを話さなければならないということを意味するものでは決してない。即ちその意味する處は、しつかり膝の上に抱かれて（訳者註身体の支出を失うことは嬰兒に恐怖を与える、）母なる人の愛撫や意味深い顔の表情やさゝやきがそしてこれらが繰返えされて、將來の經驗に対する基礎的型を形成するものでその型は人間の思想や言葉をもつと高い又精功な様式に使われることが出來る。

4少し成長した子供には模倣的な他動的、仮定的要素が認められる。これは何故かと云うと成熟した人間らしく行動したいという内的行動があるからである。正常な兒童では同一化作用、対象関係、心配や心遣い及び表象的空想生活という様な内面的心の働きから行動が起るのに、これらの精神異常兒童はかゝる内面生活をもつていないのである。然し彼等は表象や型づけられた行動を知覚したり使用する生物学的又は理智的能力を持つているので、他の兒童の行動を模倣しようと試みるのである。そしてこれは他の兒童がどんな經驗をしているかを知らうとする努力でなされるもので彼の最もらしい談笑にも同じ意味がある。

5われ〳〵はこれらの兒童の行動がバラ〳〵に型のない且つ行動的なるに驚いている。凡ての段階に於て行動が組織化されず、又それはいつ迄たつても未組織である。これ迄の処われ〳〵はこうした行動を組織づけ又型のあるものに替えてゆくことの出來る教育法又は精神治療法を知らない。こうゆう兒童はその場で直ぐ滿足を慾する様な内面の行動に驅られるのである。これらの行動や必要は子供の身体や年令の成長と共に変化し勝ちではあるが然し依然として型は

身の經驗であるかのように思つたりする傾向がある。何故なればこれらの經驗は

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

出來ず同時に行動の滿足を得る手段がない。動機を與えても、訓練を與えても罰して見ても洞察治療の方法を用いて見ても効果がない。唯單に一定の環境の枠内で自分の判斷を用いたり決定したりする機會を與えることなく他の兒童の社會的に受け入れられる型をくりかえし模倣する機會だけを與えてゆくのが、こうした兒童の訓練の唯一の方法である。

6 早いうちに子供が正常な關係や人格成長の適正な機會を一旦とり逃がした上は、人格の組織や發育遲滯を變えてゆくことは出來ないようである、人はかゝる兒童を後日早い頃の不幸を補うつもりで目つてよく愛護された嬰兒としての建てまえで扱つても駄目である。それは生理的型が出來ていないからである。又彼等は洞察治療を施こそうとしても概念的思考力がないので出來ないし又彼等は同一化や關係能力もないので關係療法即ちトランスファレンス治療も施すことは不可能である。こうした子供は先生達と自分達とを關係づけることがないので出來なければ又仲間の生徒同志で競爭することも出來ないので彼等を教育することも出來ない彼等は達すべき目標がなく注意力もなければ人生の眞理に關し、又自然科學の種々の型や社會の文化的概念に關する知識慾もない。

「時間の概念欠如は最も意味の深い概念的欠陷の一つである。吾々は母親との早い頃の愛の關係に於て時の經つのを經驗する間に時間の概念が發達してゆく様である私達は母が自分達のために前にしてくれたことを思い出して又次に來るものを予想することを學ぶものである窓間の概念も同様に愛する母なる人との早い頃の窓間的關係から出發する。自分自身に及び自分の兄弟に對する責任という如き凡ての社會的概念は家族關係から起るものである。

教育上のこれらの意義については、その影響が大きい。民主社會に於ける教育は人間關係の枠内に於ける凡ゆる種類の生活の型を經驗することによつて出來るものでこれは家庭を背景として母なる人との關係を早い頃から引き續き經驗することから發達するものであり、その家庭的背景に於ては凡ての對象關係がそれ〴〵最初に意味された關係からその意味を見出すものである。人がその母と同一化出來ることは、少數民族に屬している人の場合迫害感やその他の場合の遁見に對する最善の保護である。たとえば一人の小さい黑坊少年は自分の色を生まれる前にえらぶことが出來るとしたらとの色に生まれたいかと問われた時彼の答は「お母さんと同じ色なら何んでもいい」であつた。尙彼は人種の差について哲學的な解析をすることも出來何故違つた色の人間がこんなにあるのかと問われた時彼れが云うには「神様は白い人間が沢山こしらえて飽きが來たので色のついた人間をもいくつもつくられたものである。」と

社會的思考の最高樣式である評價、判斷、決定、概念化の能力は子供が二才頃言葉と人及的關係を同時に學ぶ日々の行いの中で最も簡單な善惡、是非の觀念について早くから母親に教わることによつてのみ發達する。言語の發達する時期に人間的親しみの薄い施設に養育される兒童は常に託すことが遲れる。凡て言語能力というものは母親との關係や家族間で覺えた早期の赤ちやん言葉の習慣から出發するものである。時と処の概念物理的法則、科學的記錄及び社會哲學などの種々の型に於ける思考能力も亦早い頃の經驗ー即ち簡單な日々繰り返えす型や早期に受ける愛護から生ずる幼い時の母と子の關係に基礎がおかれるものである。

以上の所見を考察すれば吾々は保護を要する兒童のために今迄と異つたやり方で初期の保護を支える責任を感ぜずには居られない。里親保育は出來る限り早い月齡に初めるべきであるが子供が溫い愛に充ちた里母の居る一つの家庭に於て引き續き生活するのでなければ子供はほんとに保護されない。實際問題としてこれを實行することは容易でないから當分は施設に於ける保護について多少の變更が必要であらう恐らく暖い心の人を世話する人に選ぶことと職務をきめるのに赤坊とその世話を割當てられた大人との間に持續的關係が許される樣にしたら余程緩和されることであらう。ハムステッドノーサリースに於てアンフロイドとドロシーブアーリンハムのしている家族的グループを作るやりかたは非常に參考になる。私達は小さい赤坊でも家庭が必要であるという明白なる事實を見逃すことは出來ないし、又社會は何とかしてこの必要を充たさねばならない。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

犬小屋はこび

柳原吉次

中学一年生の頃父が犬小屋を注文した。裁判所長さん（山陰道のヘキ地で特に縣内に汽車が走つて居ない時代のことととて所長さんといえば大したものだつたらしい）の御注文というので妙な所に力コブを入れてバカに大きいのを作つて来た。父が帰宅してこれは庭の東南の隅におくというので私は張物板を二枚持つて来て犬小屋の四本の足の下にしき薪の中からコロになりそうなのを五六本取つて来て張物板の下に入れようとすると父が「何をするのか」といつものキツい口調（法廷を家庭に延長してるのであろう）で聞くので「あすこへ持つて行くのです」というと「一人でそんなことが出来るもんか」という。「持つて行けますよ」と軽く答えると思いもよらず不キゲンになつて「そんなことは出来はせんというのに」と叱るようにいう。仕方がないから其の日はそうしておいて翌日学校から帰つて父の帰らぬ内に一人でヤッサモッサして三十分間程で見ごと予定の場所に鎮座させた。そのとき私はひそかに「どんなもんです」という反バツの氣持を禁じ得なかつた。

父が帰つて母に「誰がしたのか」と聞くので母は「吉次が一人でしました」と答えると「そうか」といつただけだつたとのこと。私は今でも「一人でそんなことが出来るもんか」とばかりに抑圧された氣持（理科で習つた学問上の眞理がブツ云う氣持もまじつて居た）が私の記憶から消失しないで居ることを知つて自分で驚くことがある。

今かりに私がこの犬小屋の運バンに失敗したとして想像して見る。その失敗によつて誰がどんな損失をするのか。誰も損失をせず迷惑もしない。然しこの作業のために考案をめぐらし工夫をこらし不可能ならば不可能と云うことを身を以て経験することが出来る以上は損失どころか貴重な体験でさえ有り得るのである。幸私の工夫は巧をおさめたが其の反面に不幸なことにない者に勝つことは至つてやさしい。然し單に表面的に勝つことが必しも眞に勝つゆえんではない勝つことが反つて敗北に終ることもある。敗けるが勝と云う諺はこのことと相表裏する消息である單に親子の間の問題に限らず上手にまけるということは非常に大切なことであると私には考えられる。

失敗した所で損失も損害もなく危険もないようなことは構わずにやらせて見ることではあるまいか。おとなだつて孔子様見たいに何から何までムゲもソッもないことばかりして居るわけではない。

ァやつて見なさい」とでも云つてくれたのであつたら私は父の帰りを待ちかまえて「おとうさん出来ましたよ」と喜び勇んで報告したことであろう。そして「どんなもんです」と云う反バツの氣持も其の時限りで私の記憶から消え去つて居たことであろう。或は又「吉次が一人でしました」と母が答えたときに父が「やつぱり一人でやりよつたかアッハッハツハ」と云うような答をして居てくれたのだつたら、やはりあの反バツの氣持の記憶は全く消え去つて居たことであろう。

色々な事情から考えて見て父は父親の権威威光と云うようなものを極度に重要視し子供に対して「これは一本参つたなァ」と云うようなゆつたりとした氣持を持つことは父親と云うものゝ権威をそこなうことであり自分の敗北を認めることであるとしか考えられなかつたらしい。上位の権力を持つものは其の権力によつて下位の権力しか持たぐらし工夫をこらし不可能ならば不可能と云うことを身を以て経験することが出来る以上は損失どころか貴重な体験でさえ有り得るのである。幸私の工夫は巧をおさめたが其の反面に不幸なことにはあるまいか。おとなだつて孔子様見たいに何から何までムゲもソッもないことばかりして居るわけではない。

（筆者は山大文理学部教授）

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

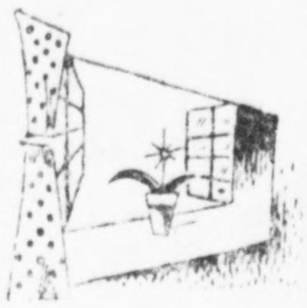

心の窓

東南村山地方に於ける未亡人會の活動

狀況について

田中孝吉

本縣が未亡人福祉対策に積極的にのり出してから已に一カ年半になつた。昨年六月に二千二百の兒童委員の皆様の御協力によつて未亡人の実態調査を実施して、未亡人特に母子世帶が如何に悲惨な生活を送つて居られるかがほゞあきらかになつたのでこれに基いて未亡人福祉実施要領を作製し縣の未亡人福祉対策の根本方針を樹立しこれにのつとつた具体案を着々実行して來た。一方未亡人福祉審議会を結成して最高指導機関とし、未亡人が清く正しい道を面も豊かな生活へと歩一歩進まれる様指導して來た。弱い個々の力を結集して強い団結の力もて起ちあがるべく結成された未亡人会が今日まで已に百団体を越していてある。これらの未亡人会は縣の事業の委託をうけ委託金を交付されて活潑な動きを見せている。未亡人会の指導方針として自力更生を根本原則として來たが此は容易な事ではなかつた。無一文、素裸からたちあがる事は並々ならぬ努力がいる事は当然であつた。職業問題住宅、育英、結婚の事業、身につきまとう総てが苦労の種であつた。然し強い心のつなで結ばれたこれらの方々はお互いになぐさめあい授けあいつゝ仕事を見つけて來た。袋貼り。針付事。日傭。雜布縫い等と季節の移る毎に仕事もかわつて行つた。僅かばかりの労賃で親子が暗

戰後苛烈なインフレ途上に於いてはガンガラ部隊も確かにいゝ職業ではあつたが其の中には中年の引揚者や復員の若衆達とほゞ同数の約半数を占める未亡人があつたのである。其の中には屈強の男達をも凌ぐ程收入をあげ得た人が何故あつたかと謂へば矢張り未亡人に対する其の筋の情狀酌量と彼女達の押の強さにあつたのである。未亡人には大体二つの型があつて一は主人を失い一時は悲歎の程奈落の底につき墜され乍らもやがて愛兒故に強く立ち上り元來温順な性質の人もあらゆる圧迫と虐待に抵抗し得る強い性格を完成した未亡人、若くは割合に無教養ではあるが性格が明るく悲しさにいつまでもこだわらない人がそれ、又一つは主人を失ふと同時に氣が小さいと謂うか世の迫害に逢ふと益々内向して世を呪い愛兒の將來に悲観して母子心中を企てたり悲惨な生活困窮者に陷いり社会問題を惹き起す等である。前者はどん〳〵生活（物心共に）を切拓いてある時代には闇屋にまでなつて闘い或は社会運動家になつたりずる人達である。これらの未亡人会は縣の事業の委託をうけ委託金を交付されて活潑な動きを見せている。未亡人会の指導方針として自力更生を根本原則として來たが此は容易な事ではなかつた。無一文、素裸からたちあがる事は並々ならぬ努力がいる事は当然であつた。職業問題住宅、育英、結婚の事業、身につきまとう総てが苦労の種であつた。然し強い心のつなで結ばれたこれらの方々はお互いになぐさめあい授けあいつゝ仕事を見つけて來た。袋貼り。針付事。日傭。雜布縫い等と季節の移る毎に仕事もかわつて行つた。僅かばかりの労賃で親子が暗

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

未亡人福祉欄

い電燈の下弱をすゝる姿に一掬の涙を惜しむ者があろうか。然し私はいつも考える、経済的にはいかに貧乏しても心だけは清く持ちたいと。私は在外生活七年の引揚者である。引揚途中北鮮でストップになり一年一カ月話にならぬ生活をして來たが其の間、今食べるもののない空腹時に吾子にのみ一片の野菜を与え自分はいさゝかの苦しみもあらわさず顔には笑さえたゝえている婦人がいたこの母は新京市の某青年学校教官の妻であつたが、一年有半この人の不平は一口も聞いた事がなかつた。他の人が世をのろい、帰国の日の一日も速からん事を天を仰ぎ地に伏して祈りやがて月たちて氣も狂わんばかりになつたとき、この母は吾子の育児と抑留されている夫の無事を祈りつゝ、団体の宿舎の清掃や彼の地の奉仕作業に卒先出かけていたのである。ヒステリックな母の態度に子供の無邪氣な表情はいつしかうばい去られいたためつけられた母の心が子のそれえと移りゆくときこの親子は、一日一食、其れも野菜やおからの食事に満足し感謝をさゝげ病氣一つしなかつたのである。やがて九月の末、二十里の山道を逃げて祖国にむかうとき、この親子には足袋から腹まきから帽子まで、夜つゆをしのぐ総てのものが準備されていたのである。この用意周到な母をもつ子供はまことに幸福であつた。金をもつて購なえぬ尊い母の愛情のもと、その子はもう小学校の三年生か四年生の筈である。当時数千の夫に別れた母子世帯と生活を共にして來た私が今この仕事をもつ事も何かの因縁だろうか。あの時の体験を生かし、大いなる理解をもつてこの仕事に奉仕したい。

（高橋主事）

事業部をもち常に目星しい物資を見つけては販売している上山の日用品、食品、繊維もの等松本会長は毎日会の物資斡旋、接客、陳情、紹介に忙殺され自宅はさながが未亡人会ストアの感がある、同会では七月下旬町消防大会の際に一七〇個の折詰造りを一手に引受け会員十名が従事して一人当り相当の日当を穫得した等は面白い着想である。大曾根、豊田の果樹紙袋貼り販売、高瀬も木炭叭製作等もよい実績である。山辺の旧盆旧正月の花売り、天童、出羽の石鹸ローンク、子供傘等の販売がある。然し之ら物資の販売はやゝもすると一般業者の最近のデフレ傾向に於ける販売方途に対抗するには無資本である爲に苦しいものがあり長続きするものがない。勢い即売、即精算出來るものでないともとで を食つて仕舞う。其処で私が考えたのは矢張り一ヶ町村壹万円位の事業資金とさゝやかなものでも小恒久的な事業とにあつたのである。偶々七月初旬東京西巣鴨の都産業社の接着剤を採り入れ何回ものテストの結果東村山郡連では七月二日の大会に於いて南村山郡連では七月十二日の代議員会に於いて夫々機関決定の上取扱う事となつたのである。其れから管内のあらゆる会合に或は学校長会或は婦人会合に幹部会社員等にて宣傳実地をやり個々の未亡人が余り押売りがましい事等せずとも販売されるよう啓蒙宣傳にて援助したのである。接着剤の効能書は暫く惜くとして之を売りつけるには單なる同情的寄附行爲でなく薬が優秀であること、子供の科学する心と相俟つて興味をもつこと誰でも出來ること、家庭の履物等の修理更生に役立つこと更に取扱については会も未亡人個々も相当な儲けが仕組まれていること、又弱点もあり金詰りや生活必需品でないこ、宣傳を必要とすること等の隘路もありますがこんな小さな事業をやる事に於いて各未亡人が自己を認識して纏まること更に前述の退嬰性の未亡人の方に誘水をもつて生活意慾を喚起させることに目的があるのであります。どんな事業をやるにしても幹部並衡に当る人の苦労は並大低ではなく成果の蔭には必ず苦労が伴います。兎角苦労しますとこんな些かの利益の爲に苦労するより興業でも演芸会でもやつた方が儲けは遙かにましだと謂はれる人がありますがそういつも映画会のど自慢が開けるものでなく料理造りが度々あるわけではない。何も彼もやつて勉強してこそ、其れから未亡人個々の福祉が考えられるべきであると思い両郡連合会の事業として接着剤販売を継続して生活意慾の昂揚を図り母子心中の如き悲惨事の絶滅を期したいと思うのであります。

（筆者は東南村山地方事務所主事）

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

未亡人福祉欄

い電燈の下粥をすゝる姿に一掬の涙を惜しむ者があろうか。然し私はいつも考える、経済的にはいかに貧乏しても心だけは清く持ちたいと。私は在外生活七年の引揚者である。引揚途中北鮮でストップになり一年一カ月話にならぬ生活をして来たが其の間、今食べるもののない空腹時に吾子にのみ一片の野菜を与え自分はいさゝかの苦しみもあらわさず顔には笑さえたゝえている婦人がいたこの母は新京市の某青年学校教官の妻であつたが、一年有半この人の不平は一口も聞いた事がなかつた。他の人が世をのろい、帰国の日の一日も速からん事を天を仰ぎ地に伏して祈りやがて月たちて氣も狂わんばかりになつたとき、この母は吾子の育児と抑留されている夫の無事を祈りつゝ、団体の宿舎の清掃や彼の地の奉仕作業に率先出かけていたのである。ヒステリックな母の態度に子供の無邪氣な表情はいつしかうばい去られいためつけられた母の心が子のそれえと移りゆくときこの親子は、一日一食、其れも野菜やおからの食事に満足し感謝をさゝげ病氣一つしなかつたのである。やがて九月の末、二十里の山道を逃げて祖国にむかうとき、この親子には足袋から腹まきから帽子まで、夜つゆをしのぐ総てのものが準備されていたのである。この用意周到な母をもつ子供はまことに幸福であつた。金をもつて購なえぬ尊い母の愛情のもと、その子はもう小学校の三年生か四年生の筈である。当時数千の夫に別れた母子世帯と生活を共にして来た私が今この仕事をもつ事も何かの因縁だろうか。あの時の休験を生かし、大いなる理解をもつてこの仕事に奉仕したい。

（高橋主事）

事業部をもち常に目星しい物資を見つけては販売している上山の日用品、食品、繊維もの等松本会長は毎日会の物資斡旋、接客、陳情、紹介に忙殺され自宅はさながが未亡人会ストアの感がある、同会では七月下旬町消防大会の際に一〇個の折詰造りを一手に引受け会員十名が従事して一人当り相当の日当を獲得した等は面白い着想である。大曾根、豊田の果樹紙袋貼り販売、高瀬も木炭叭製作等もよい実績である。山辺の旧盆旧正月の花売り、天童、出羽の石鹸ローンク、子供傘等の販売がある。然し之ら物資の販売はやゝもすると一般業者の最近のデフレ傾向に於ける販売方途に対抗するには無資本である爲に苦しいものがあり長続きするものがない。勢い即売、即精算出来るものでないともとで食つて仕舞う。其処で私が考えたのは矢張り一ヶ町村壹万円位の事業資金とさゝやかなものでも小恒久的な事業とにあつたのである。偶々七月初旬東京西巣鴨の都産業社の接着剤を採り入れ何回ものテストの結果東村山郡連では七月二日の大会に於いて南村山郡連では七月十二日の代議員会に於いて夫々機関決定の上取扱う事となつたのである。其れから管内のあらゆる会合に或は学校長会或は婦人会合に幹部会社員等にて宣傳実地をやり個々の未亡人が余り押売りがましい事等せずとも販売されるよう啓蒙宣傳にて援助したのである。接着剤の効能書は暫く惜くとして之を売りつけるには單なる同情的寄附行爲でなく薬が優秀であること、子供の科学する心と相俟つて興味をもつこと誰でも出来ること、家庭の履物等の修理更生に役立つこと更に取扱については会も未亡人個々も相当な儲けが仕組まれていること、又弱点もあり金詰りや生活必需品でないこ、宣傳を必要とすること等の隘路もありますがこんな小さな事業をやる事に於いて各未亡人が自己を認識して纏まること更に前述の退嬰性の未亡人の方に誘水をもつて生活意慾を喚起させることに目的があるのであります。どんな事業をやるにしても幹部並衡に当る人の苦労は並大低ではなく成果の蔭には必ず苦労が伴います。兎角苦労しますとこんな些かの利益の爲に苦労するより興業でも演芸会でもやつた方が儲けは遙かにましだと謂はれる人がありますがそういつも映画会のど自慢が開けるものでなく料理造りが度々あるわけではない。何も彼もやつて勉強してこそ、其れから未亡人個々の福祉が考えられるべきであると思い両郡連合会の事業として接着剤販売を継続して生活意慾の昂揚を図り母子心中の如き悲惨事の絶滅を期したいと思うのであります。

（筆者は東南村山地方事務所主事）

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

未亡人福祉欄

い電燈の下弸をすゝる姿に一掬の涙を惜しむ者があろうか。然し私はいつも考える、経済的にはいかに貧乏しても心だけは清く持ちたいと。私は在外生活七年の引揚者である。引揚途中北鮮でストップになり一年一カ月話にならぬ生活をして來たが其の間、今食べるもののない空腹時に吾子にのみ一片の野菜を与え自分はいさゝかの苦しみもあらわさず顔には笑さえたゝえている婦人がいた。この母は新京市の某青年学校教官の妻であつたが、一年有半この人の不平は一口も聞いた事がなかつた。他の人が世をのろい、帰国の日の一日も速からん事を天を仰ぎ地に伏して祈りやがて月たちて氣も狂わんばかりになつたとき、この母は吾子の育児と抑留されている夫の無事を祈りつゝ団体の宿舎の清掃や彼の地の奉仕作業に率先出かけていたのである。ヒステリックな母の態度に子供の無邪氣な表情はいつしからばい去られいたためつけられた母の心が子のそれえと移りゆくときこの親子は、一日一食、其れも野菜やおからの食事に満足し感謝をさゝげ病氣一つしなかつたのである。やがて九月の末、二十里の山道を逃げて祖国にむかうとき、この親子には足袋から腹まきから帽子まで、夜つゆをしのぐ総てのものが準備されていたのである。この用意周到な母をもつ子供はまことに幸福であつた。金をもつて購なえぬ尊い母の愛情のもと、その子はもう小学校の三年生か四年生の筈である。当時数千の夫に別れた母子世帯と生活を共にして來た私が今この仕事をもつ事も何かの因縁だろうか。あの時の休験を生かし、大いなる理解をもつてこの仕事に奉仕したい。

（高橋主事）

事業部をもち常に目星しい物資を見つけては販売している上山の日用品、食品、繊維もの等松本会長は毎日会の物資斡旋、接客、陳情、紹介に忙殺され自宅はさながが未亡人会ストアの感がある、同会では七月下旬町消防大会の際に一〇個の折詰造りを一手に引受け会員十名が従事して一人当り相当の日当を獲得した等は面白い着想である。大曾根、豊田の果樹紙袋貼り販売、高瀬も木炭叭製作等もよい実績である。山辺の旧盆旧正月の花売り、天童、出羽の石鹸ローク、子供傘等の販売がある。然し之ら物資の販売はやゝもすると一般業者の最近のデフレ傾向に於ける販売方途に対抗するには無資本である爲に苦しいのがあり長続きするものがない。勢い即売、即精算出來るものでないともとを食つて仕舞う。其処で私が考えたのは矢張り一ヶ町村壹万円位の事業資金とさゝやかなものでも小恒久的な事業とにあつたのである。偶々七月初旬東京西巣鴨の郡産業社の接着剤を採り入れ何回ものテストの結果東村山郡連では七月二日の大会に於いて南村山郡連では七月十二日の代議員会に於いて夫々機関決定の上取扱う事となつたのである。其れから管内のあらゆる会合に或は学校長会或は婦人会合に幹部会社員等にて宣傳実地をやり個々の未亡人が余り押売りがましい事等せずとも販売されるよう啓蒙宣傳にて援助したのである。接着剤の効能書は暫く惜くとして之を売りつけるには單なる同情的寄附行爲でなく薬が優秀であること、子供の科学する心と相俟つて興味をもつこと誰でも出來ること、家庭の履物等の修理更生に役立つこと更に取扱については会も未亡人個々も相当な儲けが仕組まれていること、又弱点もあり金詰りや生活必需品でないこと、宣傳を必要とすること等の隘路もありますがこんな小さな事業をやる事に於いて各未亡人が自己を認識して纏まること更に前述の退嬰性の未亡人の方に誘水をもつて生活意慾を喚起させることに目的があるのであります。どんな事業をやるにしても幹部並衛に当る人の苦労は並大低ではなく成果の蔭には必ず苦労が伴います。兎角苦労しますとこんな些かの利益の爲に苦労するより興業でも演芸会でもやつた方が儲けは遙かにましだと謂はれる人がありますがそういつも映画会のど自慢が開けるものでなく料理造りが度々あるわけではない。何も彼もやつて勉強してこそ、其れから未亡人個々の福祉が考えられるべきであると思い両郡連合会の事業として接着剤販売を継続して生活意慾の昂揚を図り母子心中の如き悲惨事の絶滅を期したいと思うのであります。

（筆者は東南村山地方事務所主事）

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

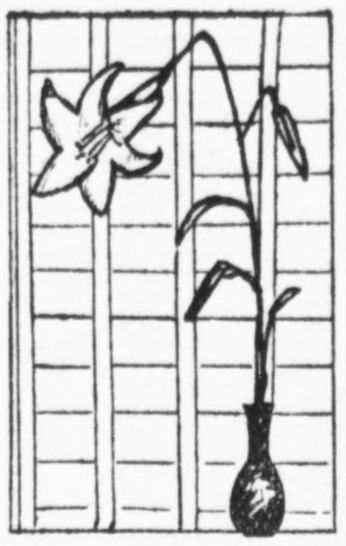

高橋麗子

第四回山形縣保母認定講習會を受講して

日本の急激な変動の中に育くまれた私は、種々な体驗を通して雜多な感想を齎らし此の雜多な感想は互に自我の中に統率されて一つの纏まりつゝある思想形態としての流れを把握するに至ることを最近少しく感じる様になりました。民主主義國への發展を希つて明るい平和な文化國の構成を達成しようとする現在の我國の☆場に立つて、現在の世相の一片を觀るとき、口に民主々義をとなえながら、その行動に於て且又内面的心理に於てけだし封建性や從來の慣習から脱し切れない諸々の狀況を目前に見せつけられるのであります。之を眞に民主文化平和國への切換えを、しかも自然的に構成し得る者は現在白紙で之から育つ小兒に於てのみ、望み得ることであり、今后の小兒の育成こそは実に重大な使命があり責任があり、且又最も仂き甲斐のある事業であり、神聖な仕事であることを痛感し敢て受講を決意し専心此の事業に沒頭して見たいものだと考えた次第であります。

さて愈々斯かゝる大任大責の上に立つて保育を觀ると、易々と手をつけるべきものでもなく本講習会を通して貴重な講師先生方々の御体驗或は学的研究の数々を一言一句聽きもらさず先づ自己の研讃にと努力中です。講習会場を埋める講習員は、誰方も非常に熱心で眞夏の三十四度の高氣温の中で片手に汗拭きをしぼり乍ら、片手にペンを走らせ五感をそばだゝせて毎日八時間の撓みない受講す。その内容は嘗て女学校の單位で概ね一度修得した課程ではありますが、学校の時に於ける学習とは既に習得の心意氣が全然異るためか、すべては新しい課程として又は少くとも立場を替えて斯の道に生きんとし生かさんとしての態度であるので、実に眞剣の度を加えた。更に講師の先生各位は皆御熱心で自然に胸中深く刻み込まれる様な感に打たれ、特に直接御世話下さつた井上主事始め縣官の先生方は講習員にも増して御熱心であり且又御親切に万般に亙つて行届いて御世話下さつた事については唯々〳〵感謝の外なく御辛労に対し自然に頭が下ります。斯うした雰囲氣の講習会も殘りわづかで終了しようとしてゐますが、今はたゞ夢中にて保育を觀ると、易々と手をつけるべきものでもなく本講習会を通して貴重な講師先生方々の御休驗或は学的研究の数々を一言一句聽きもらさず先づ自己の研讃にと努力中です。講習会場を埋める講習員は、誰方も非常に熱心で眞夏の三十四度の高氣温の中で片手に汗拭きをしぼり乍ら、片手にペンを走らせ五感をそばだゝせて毎日八時間の撓みない受講す。その内容は嘗て女学校の單位で概ね一度修得した課程ではありますが、学校の時に於ける学習とは既に習得の心意氣が全然異るためか、すべては新しい課程として又は少くとも立場を替えて斯の道に生きんとし生かさんとしての態度であるので、実に眞剣の度を加えた。更に講師の先生各位は皆御熱心で自然に胸中深く刻み込まれる様な感に打たれ、特に直接御世話下さつた井上主事始め縣官の先生方は講習員にも増して御熱心であり且又御親切に万般に亙つて行届いて御世話下さつた事については唯々〳〵感謝の外なく御辛労に対し自然に頭が下ります。斯うした雰囲氣の講習会も殘りわづかで終了しようとしてゐますが、今はたゞ夢中にて愈々斯かゝる大任大責の上に立つより多くより深く斯道内容の受入れに及々としているばかりですが、終了后は之を基として整理し、事業の目標に致つて系統化し、実地に活用し、聖なる保育の上に重大な反映を及ぼすものを想像されます。末だ若年にして何等まとまつた経驗も思索も持たない私としては何時の日か此の方面の事業に携る日を樂しみとし或は將來母たる日の糧としても有効に活用して講習会によつて受けた、こうした御恩に報いたいと存じます。

終りに講習会員の皆様が受講なされていられるような御熱心さで保育の事業に専念され、長く御健康であられることを希い、御世話下さつた縣官皆様の御健康と御発展を希つて止みません。

佐藤能子

私は今まで漠然と理解しておつたヒューマニズムの精神、社会人としての幼兒の生活について知識を深めることが出來ましたことはほんとうに幸せであつたと思います。私は講師の先生が幼兒を対象に理論づけてお話しなさいます時私の心を明るくしてくれるものがありました。それは保育生活に当つて私の満足出來なかつた指導の根底に触れ解決の道を見出した喜びであります。生活を靜かに反省します時幼兒の心身の発達過程を重視した保育であつたとは言い切れないものが多くあるのです。講習会に於て收得した知識と熱意こそ子供達の特性を理解し伸びゆく芽を正しく助長してゆくことが出來ると信じます。單なる知識としてではなく肉となり血となつて吸收された知識であります。そして生活に生かしてこそ意義ある講習であります。幼兒の各部面からの発育狀態とその基盤に立脚した保育の在り方を把握することの出來ましたことは私達の最大の收穫であつたと思います次に講義中理解出來なかつたことを参考書によつて追求したかつたのですが参考書も足のため充分に出來なかつたことは遺憾でありました。最後に御導きただきました各講師の先生、婦人兒童課の皆様に深甚なる敬意を表します。

金森栄子

「お願ひします」「行つてまいります」思い〳〵の挨拶を殘して私ども青鳥寮一行六名は今日も山羊の子と雛の見て居る畠道を大公望の影たへた事ない堀端の道をゴヤゴヤかけ足だ。今日で二十一回通つたことになる。お堀の上を渡つてほゝにあたる風はもはや秋のはだざわりだ。同じ道をよくも通いよくも通はせて下さつたものだ。大変な留守の不自由をしのんで毎日こうして通はせて下さる寮長先生や小林さん井上さんの御好意は毎度の事乍ら身に応へ幸福感でふくらむ思いだ。しつかりしなくては。一今日もすべりこみよ」「もつといそぎましよ」腕の下に汗がにじむ。玄関に近く若やかなさんざめきが外まであふれてきこえる。試驗が

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

すんだせいか、今朝は余計賑やかだ。元氣な彼女たち。「おはやう」「おはやう」。ほゝえみ交す顔と顔、なつかしい顔顔、私らもそつとその中にとけ込んで行く。「金森さんの眼鏡は近眼ですか老眼ですか」と高橋先生にたづねられてそつとあたりをはゞかる様な声で「老眼です」と答へてあたりとの年令のへだゝりを感してさみしいと思つたきり私は自分の年を忘れてしまつてるらしい。廿年來の学生時代にかえつた様な氣がする。過ぎ去つた二十日を省みる。作田先生の心理学。長谷部先生の栄養学。生理衞生。遠藤先生のお遊戯の時間、随分ノートが沢山とれてうれしい。何時間もぶつゝけのお講義に水一つあがらずにおきかせ下すつた諸先生の御苦労ほんとにありが度いことだ。始講式の日には未だ一群の花を見せてたさるすべりの花ももはや枝と云ふ枝一ばいうすくれないの花を咲かせて私共の眼を樂しませてくれる、谷川先生は未だ見えない。いづれ十日後には東西南北別れ行かねばならぬ私ども。若い方々はピチ／＼と此の一ヶ月の収獲を完全に吸収された様だ。御様子を見て居ると新鮮でほゝえましい將來に幸ひあれ、私どもはこれらの収獲を体驗の上に受け取り益々頑張らなくては。そして子どものしあわせの上に手を取り会つてすばらしき花を咲かせたいものだ。ゆだつてしまひそな毎日を私共のために御ほん走下さいました諸先生に心から感謝の意を捧げたい。おはり

酒田報恩會保育所幼兒身体狀況の観察

酒田報恩会 鍬持書記

当保育所では毎朝幼兒を迎えてやるが、母に送られて來る子、兄や姉に連れられて來るもの、八時半頃迄には大抵集る。先ずにこやかにお地藏様に禮拝すると、先生をさがしてお早うございますをする、会長先生が庭先に居られると、多勢の幼兒が先を競つて会長先生を取り囲み。お早うございますをする、この間会長先生と幼兒との間に色々な問答がある。お弁当の馳走を話すもの、昨日海に入つた話をしかけるもの、会長先生の髯の長さを聞くもの等まわらぬ口での話しあい、かわいゝ風景である。そこで保母先生は受持幼兒の身体狀況を観察して、顔色のすぐれないもの、熱のあるもの、顔を洗わずに來たもの、あせもを出して居るもの等を見取つて、それ／＼手当をしてやる。

退所する時にも、身体狀況を見て、腹痛や頭痛等の樣子の子供については母に通知を出す。それで昨年六月から今年六月迄観察した登所時及退所時の幼兒の身体狀況統計を左に掲げて見ます。

在籍幼兒百五十名についての観察

病名	昭和二十四年 六月～九月	十月～十一月	十二月～一月	昭和二十五年 二月～三月	四月～五月	六月～七月	計
皮膚病関係	二九	八	七	一八	—	一四	七六
おでき、吹出物	二〇	六	三	一	—	一	三一
汗も	五	一	—	—	—	一一	一七
蕁麻疹	一	—	—	—	—	—	一
顔に搗	一	—	一	—	—	—	二
顔を腫らす	一	—	二	二	—	一	六
はしか	一	—	—	—	—	—	一
皮膚炎	—	一	—	—	—	—	一
凍傷	—	—	一	一四	—	—	一五
火傷	—	—	—	一	—	—	一
白癬	—	—	—	—	—	一	一
消化器系統	四	四	六	一四	一三	一六	六七
食あたり（嘔吐）	二	—	—	—	一	—	三
食過（嘔吐）	—	二	二	二	—	—	六
腹痛	一	二	三	一一	九	一四	五〇
下痢	一	—	一	一	二	一	六
歯痛	—	—	—	—	一	一	二
眼病	四八	二四	一三	一〇	六	六	一〇七
はやり目	二五	二四	一三	一〇	二	五	七九
トラコーマ	九	—	—	—	—	—	九
眼瞼炎	二	—	—	—	一	—	三
結膜炎	三	—	—	—	三	—	一五
ものもらい	—	—	—	—	—	一	一
耳疾	一	二	一	五	—	二	一一
耳だれ	一	一	一	四	—	—	七
耳痛	—	—	—	—	—	一	一
中耳炎	—	一	—	一	—	一	三
感冒関係	一三	一三	一二	三〇	一九	三一	一三五
耳下腺炎	一	—	—	—	三	二〇	二四
扁桃腺	一	一	—	—	—	三	五
貧血	一	—	—	—	—	—	一
頭痛	一	一	一	—	一	四	八
百日咳	七	三	一	—	—	—	一二
寝冷発熱	一	二	—	一	—	一	五
肋膜炎	—	一	—	—	—	—	一
背中痛み							
発熱	—	二	—	—	—	—	二
咳	—	—	一	一	—	—	二
風邪（肺炎）	—	三	九	一六	一五	三	七六
外傷	二六	一三	一四	二八	一〇	一〇	一〇二
頭手足に外傷	一八	八	一一	八	七	四	五六
鼻血	八	五	二	一六	三	六	四〇
コブを出す	—	—	一	四	—	—	五
急性脳脊髄炎	—	—	—	—	—	一	一
腎臓病	—	—	—	—	—	二	二
累計	一三〇	八二	五三	一〇五	四八	一〇三	五一〇

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

要保護兒童調査の結果報告

事主事 嵐 十 五　課童兒人婦縣

兒童福祉法が公布されて以來兒童福祉に関する事業も一般社会の深い理解と協力によつて逐次整備され、兒童問題に対するいろ〳〵な保護の対策も講じられて來ているのであるが、いまだに各種兒童問題の発生が依然として多いので、厚生省ではこれらの保護を要する兒童の数とその概況を全国的に調査し、その結果により今後の福祉対策を樹てる基礎資料にしようと云ふところから、去る六月十五日現在で要保護兒童の調査が一斉に実施されました。

これを機に調査の結果から推して、本縣の要保護兒童の実情を知悉することは適切な福祉措置を講ずる基盤となり、又兒童委員、兒童福祉司の活動の一助ともなると思いますのでこゝに調査の対象、事項、方法等を一応説明し、その結果を整理して、今後皆様が兒童の福祉増進を図られる参考資料に供して頂ければ幸甚と存じ誌上よりお知らせする次第です。

○調査地域

今回の調査は全国全地域に亘つて調査するよりも層別に分けた一部分の市町村を徹底した調査を行い、その結果から推して全国的な趨勢を知ると云ふ層別任意抽出法をとり、各都道府縣毎に市町村数の十分の一を抽出して調査地域に指定したもので本縣は、次の二十二市町村が調査地域として指定されたものである。新庄市、南村山郡本庄村、楯沢村、東村山郡高瀬村、山辺町、西村山郡大谷村、醍醐村、北村山郡大石田町、山口村、最上郡大蔵村、及位村、東置賜郡糠ノ目村、犬川村、南置賜郡中津川村、西置賜郡白鷹村、北小国村、東田川郡渡前村、狩川町、西田川郡田川村、袖浦村、飽海郡東平田村、南遊佐村、

○調査の対象

現在施設に收容されている兒童、里親委託兒童、保育所に入所している兒童を除いた満十八才未満の兒童で次の項に該当する兒童が調査の対象となつた。

1 適切な養護を欠く兒童。
2 不良化している兒童、又はその傾向にある兒童等。
3 いわゆる白痴の兒童即ち精神薄弱兒童。
4 肢体が不自由で日常の動作に差支えのある兒童。
5 親の労仂、病氣等のため保育所に入所させる必要があると思われる兒童。
6 通学の爲、或いは雇傭関係、又はその他の事由で三親等内の親戚以外の者の家庭に同居している兒童。

なお虚弱兒についてはどの程度までの虚弱兒を対象にするか限界が非常にむづかしく専門的になるので除外したものであり、盲ろうあ兒については昭和二十二年十月一日現在で行われた国勢調査の時に詳細に亘つた調査表があるのでこの調査の対象としなかつた。

○調査事項

調査した事項は兒童の氏名、性別、年令等一般的なもの〻外に保護を要する兒童の種類保護者の狀況、保護者の生活狀態、調査員の判定により必要と思われる保護の方法等について中央より送付された調査票に基いて調査されたものである。

○調査員並びに方法

該当市町村の有給吏員、並びに市町村長より委嘱された兒童委員が調査員となつたのであるが、実際調査に当つたのは主として兒童委員で、市町村吏員指導によつて自分の担当地区内に該当兒童が居る時は直接家庭を訪れ調査票に自ら記入の上市町村役場に提出したものである。市町村は兒童票を取纒め地方事務所え、地方事務所は管下を一括取纒めて縣へ送付されたものである。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

○調査の結果

調査の結果、上記二十二の市町村に要保護児童は九九九名いることが明らかになつた。これを比率に倍加すれば縣下には約九、九九〇名の要保護児童が居ることになり、昭和二十三年八月一日現在の国勢調査による縣下十八才未満の児童数五七五、六八四名に対してその比率は次表の通りで、児童一〇〇名につき保護を要するものが約一、七名の割合に居り、これを性別にみれば男は百名に付約二名、女は百名に付約一、四名であり男児は女児よりも多い結果になつている。

	縣下満十八才未満児童	要保護児童	百分比
総数	五七五、六八四	九、九九〇	一、七三%
男	二九一、一九四	六、〇四〇	二、〇七%
女	二八四、四九〇	三、九五〇	一、三八%

○種類別年令別にみた要保護児童（一六頁第一表参照）

要保護児童を種類別にみれば最も多いのは「いわゆる白痴の児童」要するに精神薄弱児で総数の約三七%を占め断然他を凌駕している。次に多いのは「雇傭関係で他人の家庭に同居している児童」が約二〇%で、これを地域別にみる時庄内地方に非常に多くその大部分を占めている現状である。又今回の調査地域には山形、米沢、鶴岡、酒田のような都市が指定されなつたにもかゝわらず親の労働の為保育所に入所を要する児童が約四%という結果が表われているのをみても、子供の為に親が充分な労働が出来ない、或はこの為に児童が家庭からなげやりにされていると云つたような状況は、最近の日雇労働者の急増している世相が直接反映しているものと思われる。次にこれらの児童を年令別にみれば一才から逐次年令の増加に伴つて要保護児童も増加の傾向にあるが、十四才から十七才までの児童が特に多くなつているのをみても、この時期における児童は肉体的にも精神的にも大きな変動を来す時であり特に注意し適切な指導が大切であると考えられる。

○要保護児童の保護者、保護者の経済状況（一六頁第二表参照）

保護者については実父母のいる家庭の児童が最も多く約六三%を占めているが、これは精薄児、肢体不自由児、他家に同居している児童等が多い現状からこのような結果が表われたものであると考えられ、これを虐待児、不良化児童と云つた特殊児童についてのみ調査したならばこの数はもつと少くなるのではないかとも予想されます。実母だけの家庭の子供が次に多く約一六・四%で、縣下には未亡人の子女で保護を要するものが相当数いることを推して知るべきであり、未亡人の福祉対策と相俟つてこれら児童の福祉措置については今後の大きな問題と云わねばならない。

保護者の経済状況については、公的扶助を受けてはいないが生活に余裕のない暮しをしている家庭の者が一番多く総数の約三分の二を占め、次は比較的よい生活をしている家庭の児童が約四分の一、最も少ないのは保護家庭の約十分の一となつている。

○調査員の判定による必要な保護の方法（一六頁第三表参照）

その総数九、九九〇名と推定される縣下の要保護児童の中、約三十二%は施設に入所を要する児童となつているのであるが、漸次施設は整備されつゝあるとは云ふものゝ現在の段階では到底収容不可能なので、これの対策としては先づ里親制度を一般に普及周知せしめ、一人でも多くの児童を家庭に投入し養育して貰ふようこれが開拓勧奨に努めることが手近かな保護の方法であると思ふ。次に児童委員の指導によつて福祉を得られる児童が約三千人、保健指導を必要とするものが千余名、職業斡旋を要するものが約二百三十名となつているのであるが、これらの児童も或る程度まで児童委員が関係機関相互の連絡、斡旋等の労をとられる事によつて解決される問題であると考えられることから、児童委員の活動如何は直接児童福祉法の消長を左右するものであると思料されるので、児童委員の方々は社会に即した知性と愛情とをもつて積極的に保護の必要な児童或いは保護者等について、夫々適切な保護指導を行うべきであろう。又児童福祉司の指導を要するものが三七〇名、相談所の鑑別を要するものが六六〇名居るが、これの早期発見こそ児童福祉事業の運営を円滑ならしめると共に問題の解決を容易に導くものであるから、凡ての関係機関と緊密な連繋を保つて福祉の万全を期すべきである。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

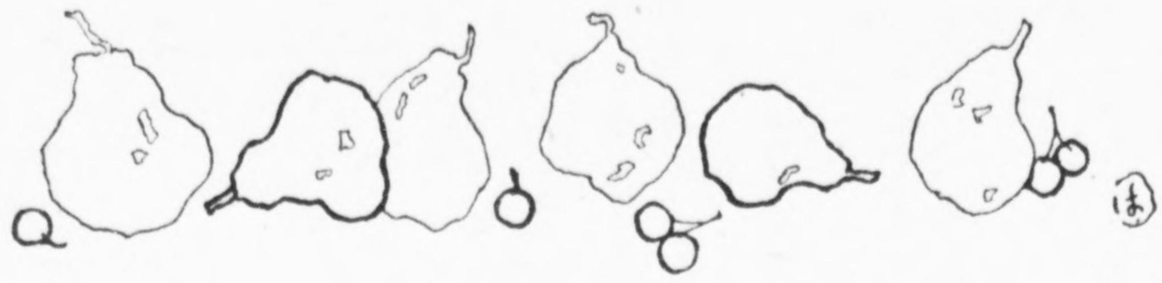

幼兒の繪本

山大附屬幼稚園教官　石先ヒサ子

近所の子供達を集めて幼稚園をつくりたい程にぎやかな子供の声のしない事はありません。

公園とかグランドの様な良き遊び場をもち乍ら、きまつて集まる場所が私の家の前とか時には小さい子供達は家に集つて來てはお話してとか、絵本等をひとりで引き出して読んだりして遊んで帰るのです。それがやつと口の廻る様な子供とその上位の女の子なのです。

一人づつの子供を見ただけでは氣づかないところも三四人も集まるとそれ〴〵比較されて生れつきの環境など差異がはつきり見えてくるとみえ何時も感心させられたり考えさせられたりいたします。

これはこの夏休み中の或る日のほんの一例なのですが例の通り四人が集りました。

そして絵本を持ち出したりして、それ〴〵好きな本を見て居りました。中でも一番小さいやつと歩く様になつた子供は、きれいな色彩をみては次々と別の絵本をあさります。その小さい子供の姉は五才ですが絵本を手にして、はじめの二三枚をバラ〳〵とめくつたと思ふとすぐ開いた本の上に足をのせ、絵本で足をまきつけたりひろげたりして遊んでいます。逆さにみたり、直ぐに飽きて了ふのです。默つてみていますと同じ四才の子供なのですがとても本好きで、ちやんと坐つてはじめから一枚づつ熱心にみています。そしてうるさい程「これなアーに小母ちやん」等と質問したり、勝手に自分で說明をつけたりし乍ら何回も見て居ります。もう一人の女の子は五才ですが「みせて」と云い乍ら私に說明をうけてみていても他の方に氣をとられて居るのです。この様な事はほんとに偶然に見かけたことなのですが、之はほんとに云い切れるでしようか。はじめの二人の姉妹はもつとも年少兒ですが、小さい妹は三才にもなるのに、おしつこは何時も教えませんし、姉と共に玩具や絵本を与えられて居る事も少く与えても氣もくばつてやれぬ様な狀態なのです。それで逆に見たり、あきて散らかし、破つたりしてなくして了ふのです。

次の子は四才の子ですが、姉弟でも末の子で姉兄達が学校に行つて居り勉強するのをみて「私も勉強するの」等と絵本を持ち出して來ては、丁寧に一枚一枚すきな口調で勝手に說明をするのです。

母親の膝にもたれながらも「本よんで」等と云つては喜こんでみて居りますし、末の子なのでとても可愛がられて居ります。

次の五才の子も末の子ですが、すぐの上の姉とは間があつて生れたからか、とても大事にされ、お母さんの腰巾着でいつもついて居りますが可愛がり方も溺愛でやはり絵本を与えられる事も少ないのです。

家の近所の大低の場合の子供は一般に玩具や絵本を与えられる事も少く環境などもほんとに氣の毒な位なのです。

四才の本好きな子供は、家に來るのが大好きで少々遠いのです

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

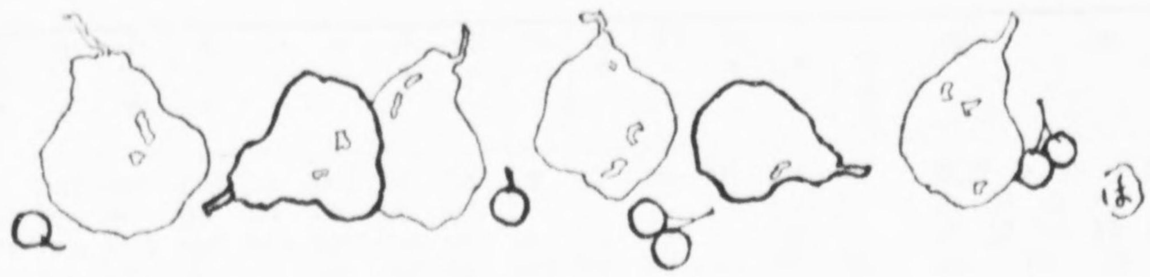

が、必らず帰る時には絵本を一冊もたせぬと帰らぬ位で私の方が困る程です。

この様な調子ですから、大きい子供に混つて小さくても大きい子供の眞似をして歌も歌えばお遊戯もするのです。同じ様に絵本を一冊与えただけでも僅か四、五才での子供にすらこれだけの差が現はれるとしたらこれが幼稚園となり、小学校となつた時の差は思つてみてもおそろしい事と思います。身体的方面の事は別に書きませんでしたけれど生れて以来一日として離れる事なく、共に生活し、導き育てて行く母親としての責任はほんとに並々ならぬ事だと思います。

世の多くのお母さん達は子供が小学校に入る様になつてからはじめて、あれこれ騒いでいる人が多い様ですがそれでは少し手遅れではないでしょうか。玩具や絵本を与えるのも、ただ子供が欲しがるから、外の子供がもつて居るから店で売つて居るからといふ理由で時々買つて与える人もまゝある様です。

或は買つて与えるけれども与えつぱなしのまゝで、如何にして玩具を持つて遊んだり絵本を見たりしているかを注意して観察したり進んで指導したりしているお母さんはどれ位ある事でしようか。以上の例の様に同じく絵本を与えてもそれ〴〵の型があり素質がわかるのです。

若しこの子供達の中に我が子が這入つているとしたら母としての感じはどうでしよう。この様な事は單に家の近所でのみ、見らるばかりでなく私達の幼稚園にも同じ様な型がそれ〴〵みられる事ですし、他の園でもよくある事と思います。例えば幼稚園などでは絵本を手にしてはじめの二三枚をパラ〳〵とめくつたと思ふと次々めくり「もうみたの」とでも云う風にして他の遊びに轉じたり、床に落してあつても平氣でそれを拾つてやろうともせずひどい子になるとその上を足でふんでも知らぬ顔という事もあるのです。

この様なものも与えた後のお母さんの一寸した注意や導き方で未然に防ぐ事が出來る筈です。子供が絵本を破つたり、玩具をこわしたりするからとて与えないお母さんは、もう一歩深く考えてみる必要がありはしないでしようか。破つたり壊したり出來ない様な落付いた環境をつくつてやるとか、最初に与える時に絵本なら、持ち方めくり方を教えるとか、やゝ大きい子供でしたら絵本の修繕などもさせて大切にする事を知らせたりするのも一方法とやつて、取扱いを誤まらぬ様に心がけたいものです。

常に新らしい興味を求めて動く子供には、常に変化を与えて飽きたり壊したりする隙のない様に導く事が必要です。こうしたお母さんの細い心づかいや毎日の面倒を見る事によつて、子供には自然に色々の文化財を率直に受け入れる事の出來る素地がつくられていく事でしよう。どんな文化財でも、日々の躾と切りはなして与えたのでは、何の意味もなく実を結ぶ事も出來ぬと思います。

与える方法とか、或は又与えるものとしての絵本、玩具の良し悪しも考えねばなりません。世間にはまだ〳〵営利一方の玩具と絵本、その他の文化財が多い様です。よほど注意せねばならぬ事と思います。

母親としての務めは、日に〳〵たゆまず柔い子供の心に積み重ね、植えつけていくことを忘れず、絶えず注意深い観察と指導とを怠らぬ様にしたいものです。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

昭和二十三年十二月十五日第三種郵便物認可
昭和二十五年八月二十八日印刷（毎月一回一日発行）
昭和二十五年九月一日発行　こどものしあわせ　第三巻第九号

第一表

区分＼年齢	一才未満	二〃	三〃	四〃	五〃	六〃	七〃	八〃	九〃	十〃	十一〃	十二〃	十三〃	十四〃	十五〃	十六〃	十七〃
適切な養護を欠く児童	10	10	10	20	10	20	40	50	100	80	100	130	100	60	50	60	10
不良化している児童	—	—	—	—	—	—	10	20	40	50	40	30	60	120	150	80	120
いわゆる白痴の児童	—	20	—	10	10	140	290	360	240	470	360	520	580	460	160	40	40
肢体不自由児	10	50	80	70	70	220	140	120	90	70	90	120	60	90	70	50	70
親の労働のため保育所に入所する必要のある児童	70	50	80	70	60	10	20	10	—	10	—	—	—	—	10	—	—
親の病気のため保育所に入所させる必要のある児童	20	—	10	20	—	—	10	10	—	—	—	10	—	—	—	—	—
通学のため他人の家庭に同居している児童	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	20	—	—	10	20	10	—
雇われているため他人の家庭に同居している児童	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	10	—	30	110	410	680	730
上記二項の外の理由のため他人の家庭に同居している児童	—	—	—	—	20	10	10	30	60	10	50	80	60	110	40	90	90
計 男	90	50	110	70	100	260	230	380	320	410	410	580	530	600	590	660	640
計 女	20	80	70	120	70	140	290	240	210	280	260	310	360	360	320	350	420
計 計	110	130	180	190	170	400	520	620	530	690	670	890	800	960	910	1010	1060
要保護児童数よりみた%	1.1	1.3	1.8	1.9	1.7	4.0	5.2	6.2	5.3	6.9	6.7	8.9	8.9	9.6	9.1	10.1	10.6
縣下十八才未満の児童総数よりみた%	0.01	0.02	0.03	0.03	0.02	0.06	0.09	.10	0.09	0.11	0.11	0.15	0.15	0.16	0.15	0.17	0.18

第二表

十八〃	計	要保護児童数よりみた%	縣下児童総数よりみた%
—	860	8.6	0.14
—	720	7.2	0.12
10	3710	37.1	0.64
10	1480	14.8	0.25
—	390	3.9	0.06
—	80	0.8	0.01
—	70	0.7	0.01
30	2010	20.1	0.34
10	670	6.1	0.11
10	6040		
50	3950	9990	100 1.73
60	9990		
0.6	100		
0.01	1.73		

		人	%
保護者	実父母	6.370	63.8
	継父母	190	1.9
	実父のみ	490	4.9
	実父と継母	440	4.4
	実母のみ	1.640	16.4
	実母と継父	120	1.2
	継父のみ	40	0.4
	継母のみ	50	0.5
	兄姉	80	0.8
	親戚	270	2.7
	その他	300	3.0
	計	9.990	100

		人	%
保護者の経済状況	生活保護法の適用を受けているもの	1.020	10.2
	生活保護法の適用はうけていないが余裕がない	6.420	64.3
	余裕がある	2.550	25.5
	計	9.990	100

第三表

区分	人員	%
児童委員の指導を要するもの	3.000	30.0
児童福祉司の指導を要するもの	370	3.7
児童相談所による相談鑑別を要するもの	660	6.6
施設に入所させる必要があるもの	3.190	31.9
保健所の指導を要するもの	1.060	10.7
職業斡旋を要するもの	230	2.3
不明	980	9.8
計	9.990	100

編集後記

九月、暑くもなく寒くもなく、そんな夕暮れの明るさに、子供等の毬つき唄があいたいとしてだゞよつてゐる。あい色に変つてゆくのをみてゐると、過ぎさつたものゝえの郷愁が、水底で空を仰いでゐる感ぢで躰を圧してくる。溫い光が家々にともると、夕鵈を知らせる母達の声に、透き通るような声をあげて子供等は走り去る。懐かしい匂いの街を「こどものしあわせ」の校了刷をかゝえて、おだやかな心地して、ゆつたりゆつたり歩いてゆく。幼ない者たちの、しあわせを願ふ人々に、さゝやかな九月号をおくるために。

山形市旅籠町三〇一山形縣廳
編輯兼発行人　小野憲
山形市香澄町木ノ實小路二五八
印刷所　晃益堂印刷株式会社
発行所　山形郵便局区内　山形縣婦人児童課　山形縣児童福祉協会
金拾円也